

# 第 1 編

## 第 3 次砺波市障がい者福祉計画

令和 3 年度～令和 8 年度



# 第1章

## 計画の概要

### 1 計画策定の趣旨

全国的に、少子高齢化や核家族化が進み、障がい者が日常生活や地域生活を営むための支援のニーズは多様化する中、すべての障がいのある人が地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。

また、障がいのある人も地域の構成員として、地域の活動に参加、参画し地域社会の一員として責任を分かちあい、地域を支える役割も期待されています。

そのためには、地域住民の障がいについての理解や障がい者が地域生活に移行するための支援を充実させることが必要となっています。

国では、障がいのある人の地域生活への支援や障がい児支援のニーズの多様化に対応するため、「障害者総合支援法」や「児童福祉法」の改正（平成30年）や、文化芸術活動を通じて障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進するため、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行（平成30年）など法整備が進められました。

富山県では、平成30年に策定した「富山県民福祉基本計画（第2次改定版）」を踏まえ、障がい者施策の一層の推進を図るため、平成31年3月に「富山県障害者計画（第4次）」を令和元年度から令和5年度までを計画期間として策定されました。

また、令和2年には、新型コロナウイルス感染症が全国的に広がり、社会・経済活動が制限され、障がい福祉施策の推進においても、感染予防対策を行うことが求められています。

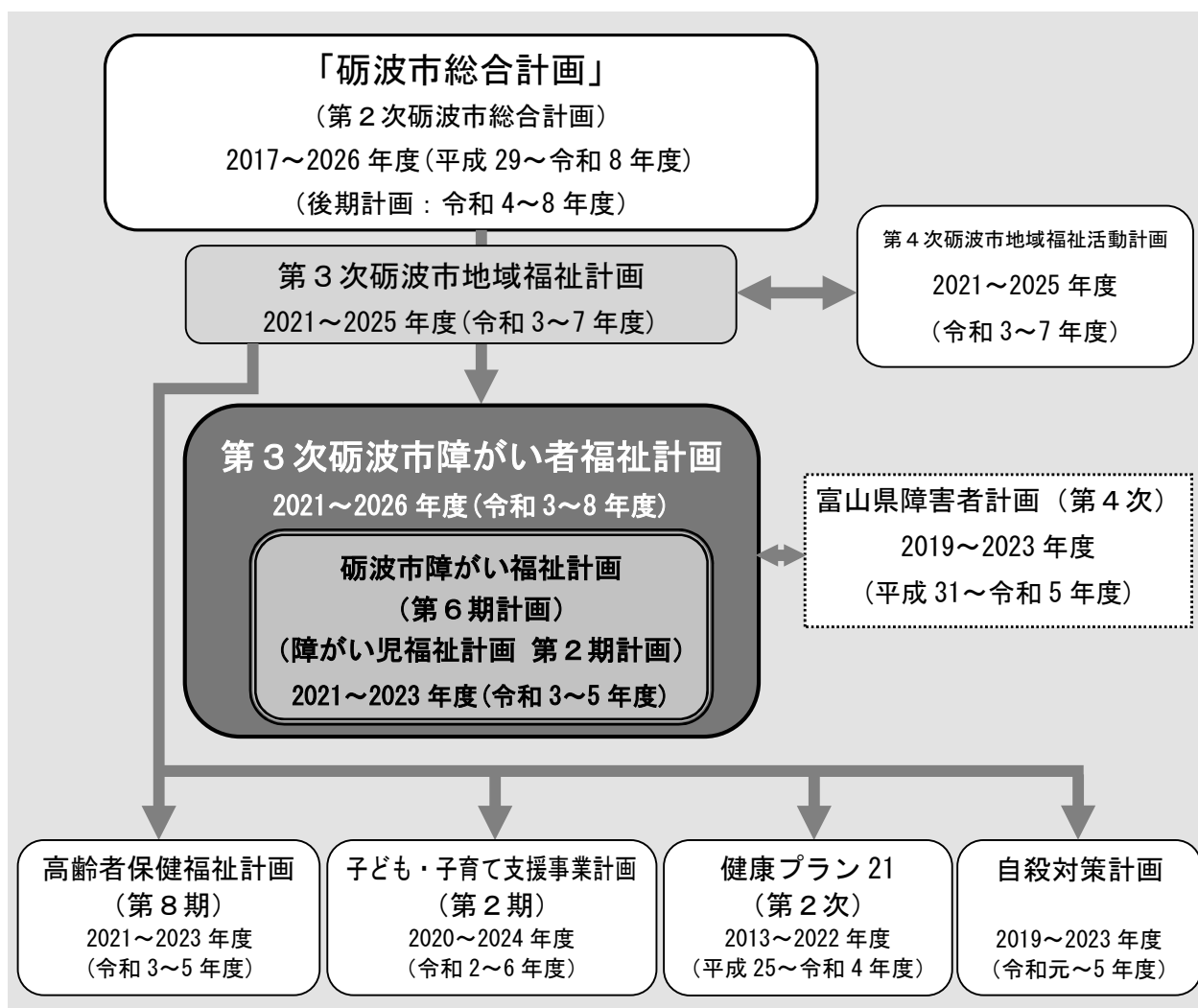
本市では、こうした社会状況を踏まえながら、国の動向やこれまでの取組を基礎に、障がい者を取りまく環境の変化や新たな課題、ニーズに対応した「第3次砺波市障がい者福祉計画」を策定することとします。

## 2 計画の位置付け

本計画は、障がい者に係る施策の基本的な方向性を定める計画であり、別に策定する第6期障がい福祉計画（障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス量等を確保するための方策を示す実施計画）と相互に補完し合う計画として位置付けています。

障がい者福祉施策については、第2次砺波市総合計画の基本方針「なごやかな暮らしを育む安心づくり」に基づき、「障がい者（児）福祉の推進」を目標としています。

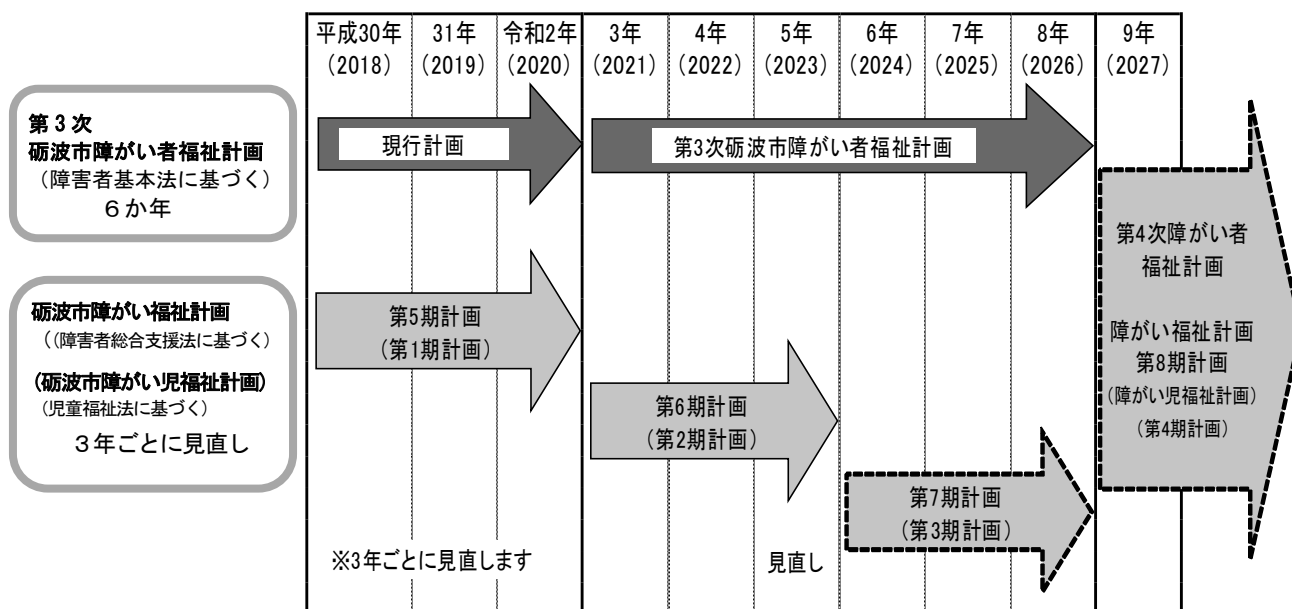
計画の策定に際しては、第2次砺波市総合計画との整合性を図るとともに、「第3次砺波市地域福祉計画」等に関連する他の計画<sup>\*1</sup>と連携を図りながら、障がい者施策の一層の推進を図っていきます。



<sup>\*1</sup>「砺波市地域福祉計画」の具体的な施策を推進するために、「障がい者福祉計画」、「高年齢者保健福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「健康プラン21」、「自殺対策計画」の各個別計画があります。

### 3 計画の期間

障害者基本法に基づく「第3次砺波市障がい者福祉計画」は、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6か年とします。



### 4 計画の対象者

この計画における「障がい者」とは、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者ばかりではなく、療育の必要な児童、発達障がい者、精神障害者通院医療費の公費負担を受けている人、障害者総合支援法の対象疾病となる難病等患者等を含め、日常生活や社会生活で支援を必要とする全ての人とします。

### 5 計画策定の体制

障がい者団体の意向調査や地区懇談会において、様々なご意見や事業に対する提案を受け、これらに基づき施策の調整を図り、各担当課長で構成する幹事会において素案を協議しました。

さらに、各種福祉団体の代表者で組織する策定委員会に諮って、本計画を策定しました。

# 第2章

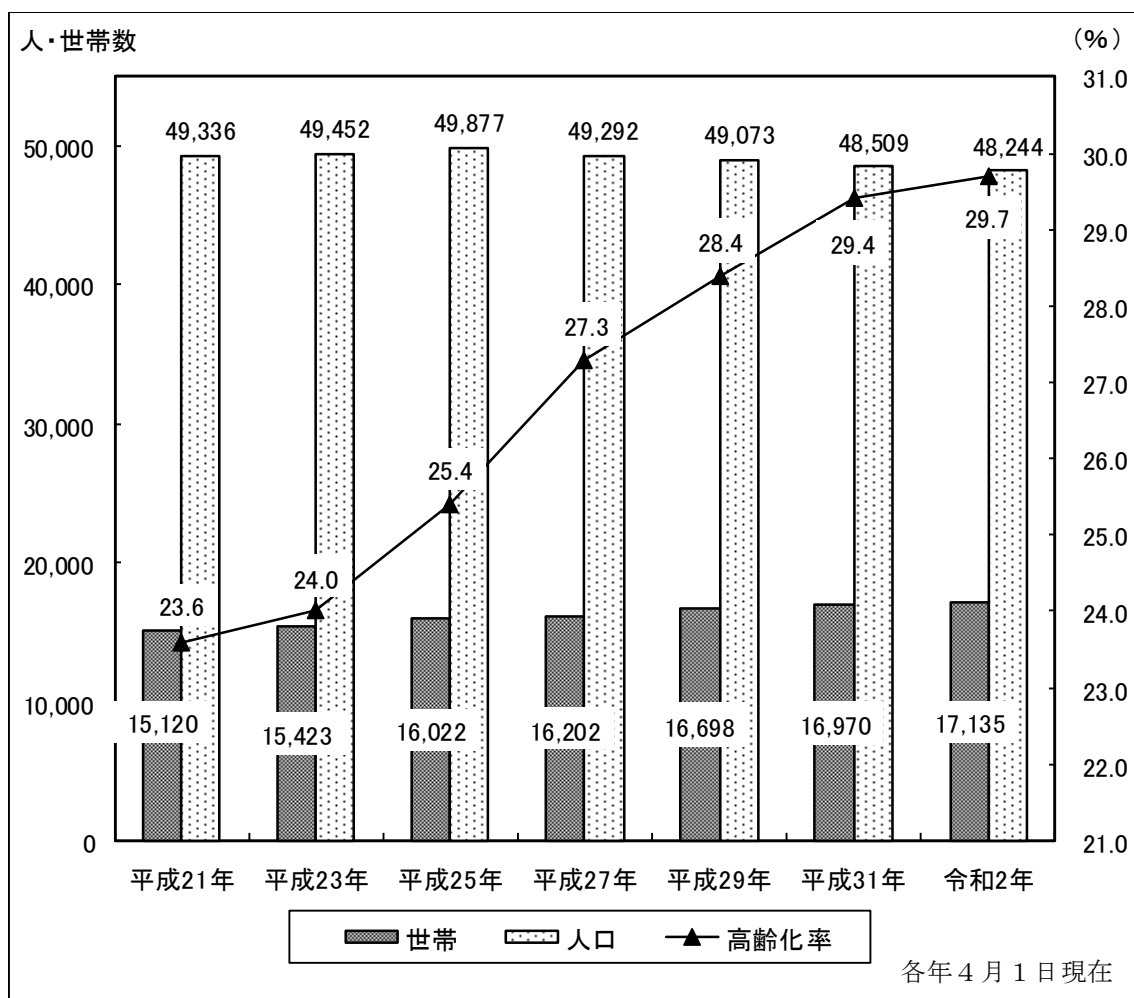
## 障がい者を取りまく現状

### 1 市の概況と人口構造の変化

#### (1) 総人口と年齢階層別人口及びその割合の推移

全国的に少子高齢化が進行しており、本市においても着実に進行しています。一般に65歳以上の高齢者（老年人口）の総人口に占める割合が21%を超えると「超高齢社会」と言われますが、本市は既にその率を超えており、令和2年4月1日現在では29.7%となっています。

■人口と高齢者比率



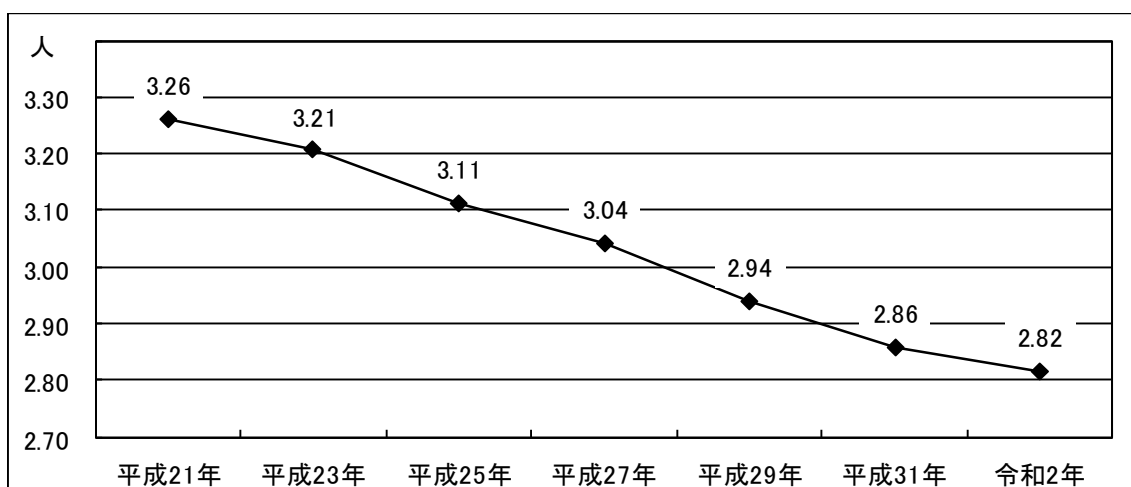
## (2) 世帯数・世帯人員構成などの推移

世帯人員構成の推移をみると、1世帯当たり世帯人員数は年々減少しており、令和2年は2.82人となっています。

また、平成27年の国勢調査から世帯の状況を見ると、1人世帯(単身世帯)が22.4%、2人世帯が23.5%と、平成22年に比べてそれぞれ多くなっており、5人以上の世帯は17.2%(平成22年:19.7%)と少なくなっています。

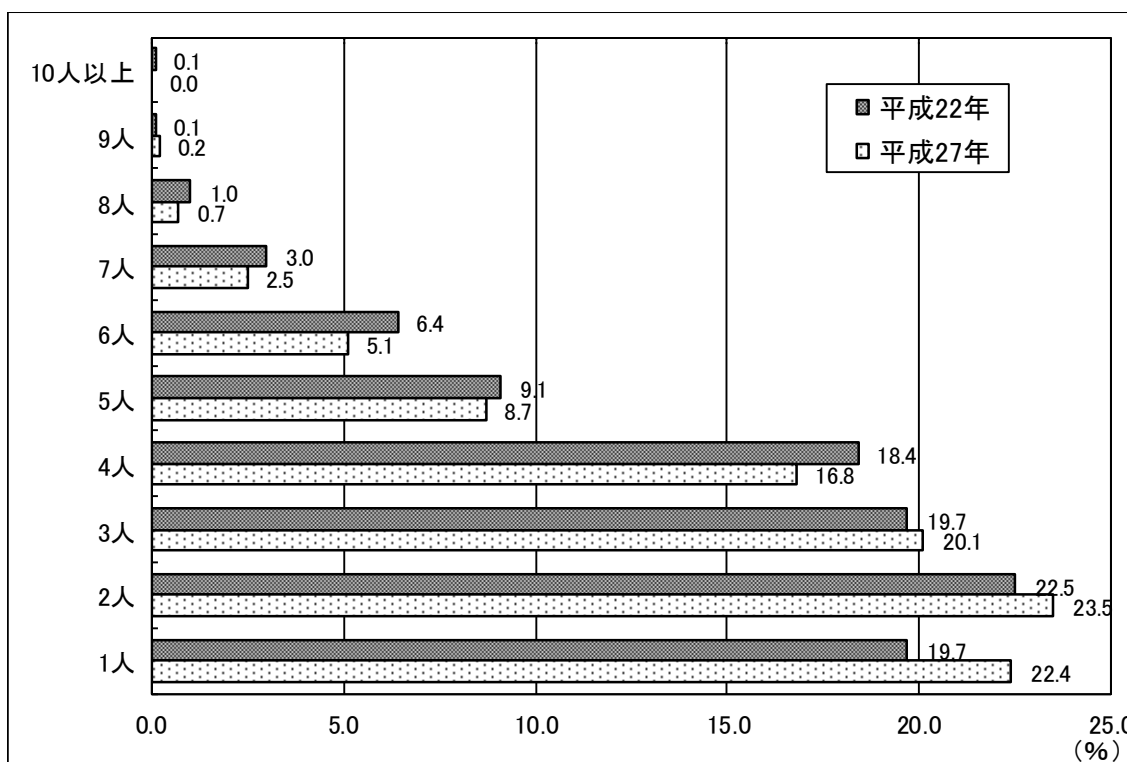
こうした世帯構成は、家庭内の介護、教育、育児などにも大きな影響を及ぼすものと考えられます。

### ■1世帯当たり世帯人員数



資料:住民基本台帳

### ■世帯の人員数別世帯構成比(平成22年・27年)



資料:国勢調査

## 2 障がい者の現状

### (1) 障害者手帳所持者数の推移

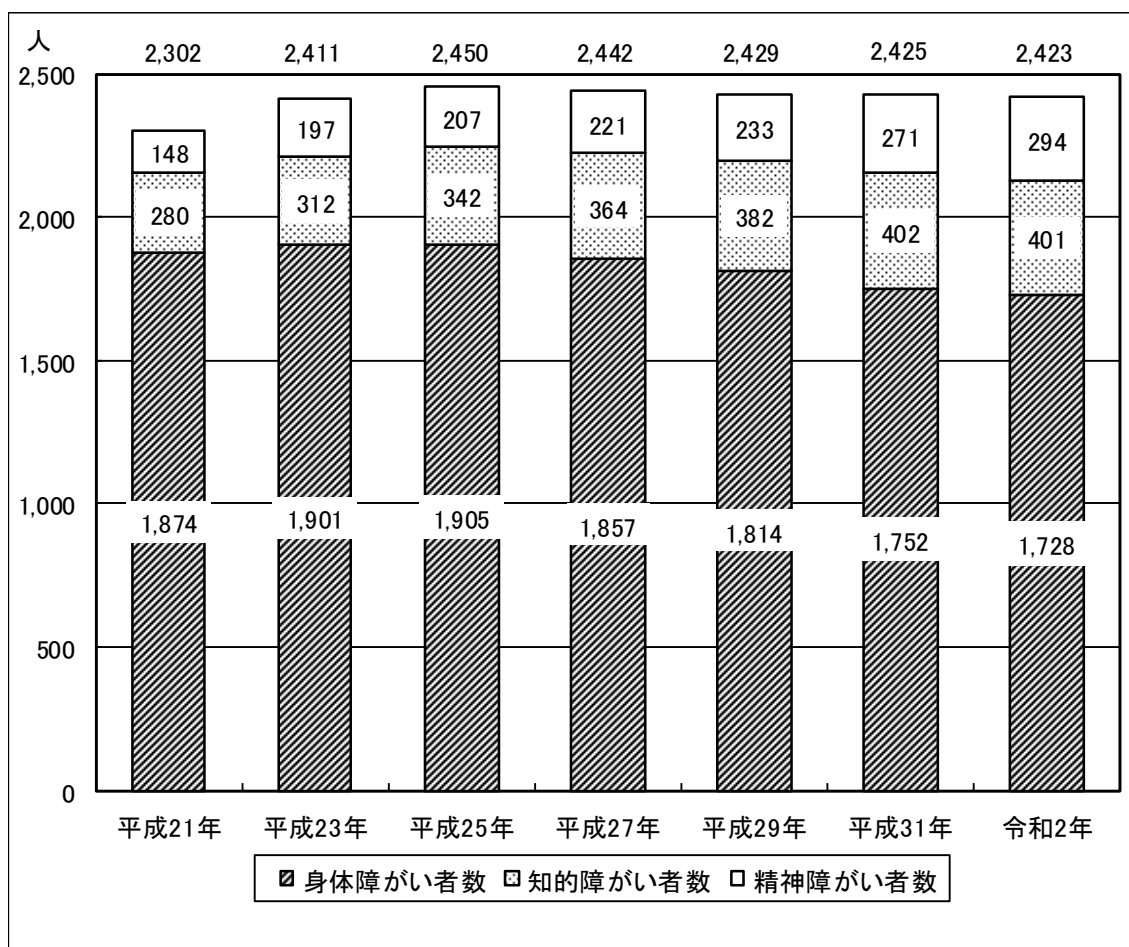
障害者手帳所持者数は、令和2年に2,423人で、障害者手帳所持者の総人口に占める割合は、令和2年に5.02%（平成21年:4.67%）で、ともに平成25年まで増加していますが、近年は大きな変化が見られません。

障がい別に見ると、身体障がい者数は減少傾向にあります。知的障がい者数並びに精神障がい者数は増加傾向にあります。

精神障がい者を対象とする制度については、平成7年10月から新たに精神障害者保健福祉手帳の交付制度が創設されましたが、身体障害者手帳、療育手帳に比べ制度の発足が遅く、自立支援医療（精神通院医療）<sup>\*2</sup>利用者数と比較して、手帳取得者数が少ないのが現状です。

\*2 自立支援医療（精神通院医療）とは、精神疾患の治療のために医療機関に通院する場合に、医療費の自己負担分の一部を公費で負担する制度です。（入院医療費は対象外です。）

■ 障害者手帳所持者数の推移



各年4月1日現在



## (2) 障がい別・等級別障がい者の状況

## ① 身体障がい者

身体障害者手帳の所持者数は、ここ数年減少傾向にあり、令和2年には4月1日現在で1,728人となっています。

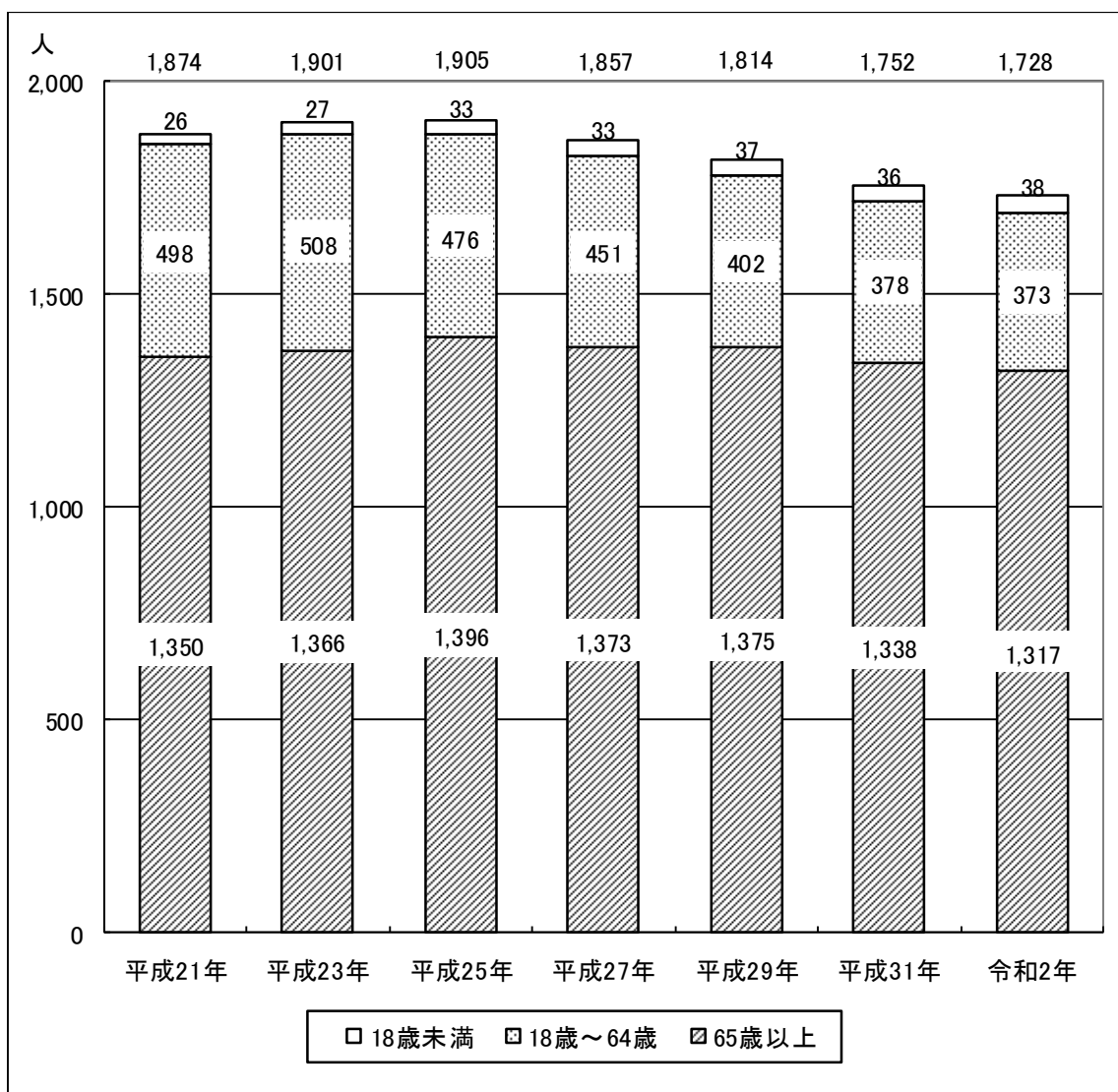
年齢別では「18歳未満」が38人、「18歳以上65歳未満」が373人、「65歳以上」が1,317人と、65歳以上の高齢者が7割以上を占めています。

## ■身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

	平成21年	平成23年	平成25年	平成27年	平成29年	平成31年	令和2年
18歳未満	26	27	33	33	37	36	38
18歳～64歳	498	508	476	451	402	378	373
65歳以上	1,350	1,366	1,396	1,373	1,375	1,338	1,317
合計	1,874	1,901	1,905	1,857	1,814	1,752	1,728

各年4月1日現在



障がい別では、「肢体不自由」が898人と全体の52.0%を占め、「内部障がい」525人(30.4%)、「聴覚障がい」193人(11.2%)、「視覚障がい」92人(5.3%)となっています。

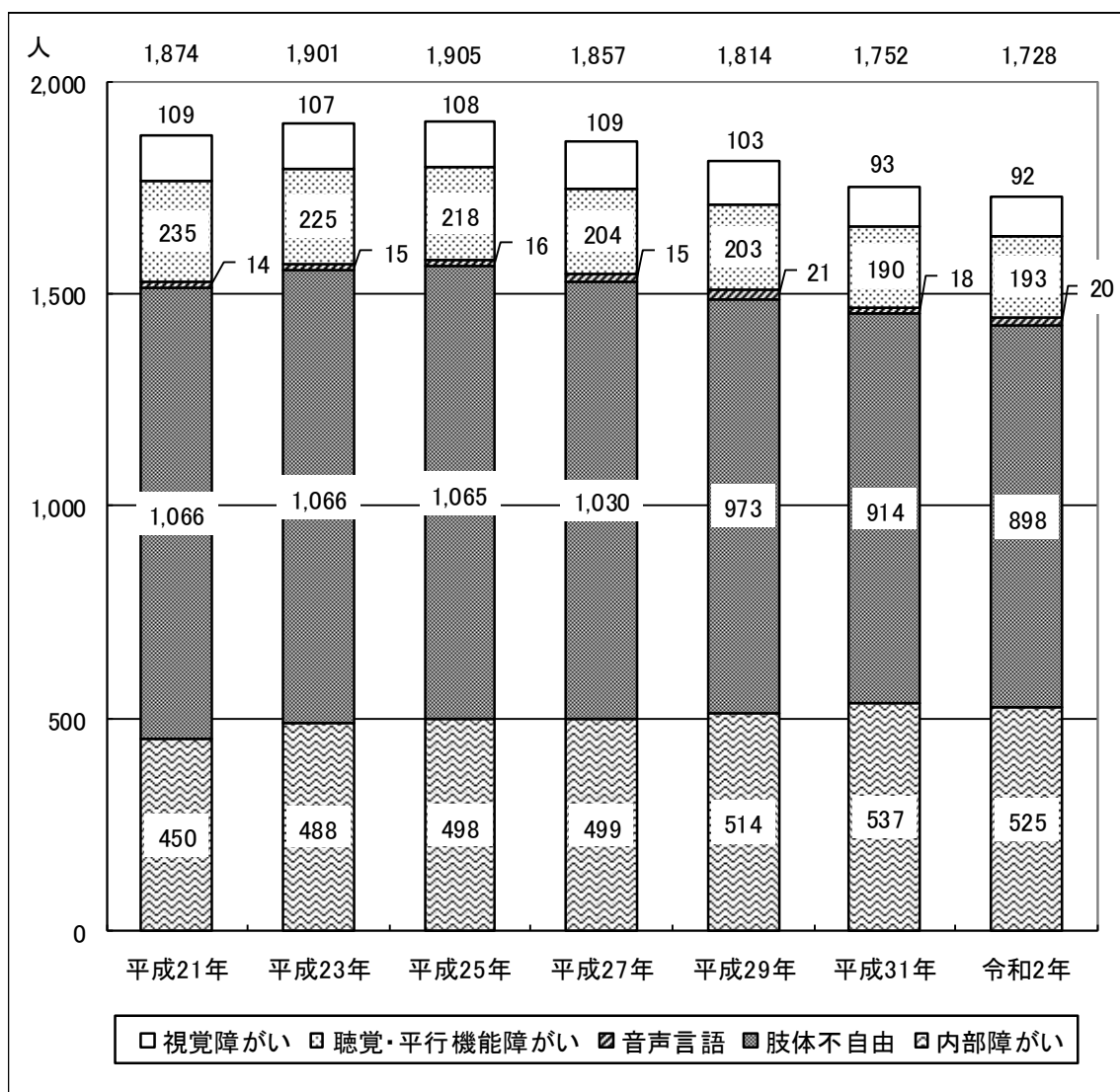
ここ数年の推移をみると、「肢体不自由」「聴覚障がい」は減少傾向にあり、「内部障がい」は平成21年の450人から525人と約1.2倍に増加しています。

■障がい別身体障がい者数の推移

(単位:人)

	平成21年	平成23年	平成25年	平成27年	平成29年	平成31年	令和2年
視覚障がい	109	107	108	109	103	93	92
聴覚・平行機能障がい	235	225	218	204	203	190	193
音声言語	14	15	16	15	21	18	20
肢体不自由	1,066	1,066	1,065	1,030	973	914	898
内部障がい	450	488	498	499	514	537	525
合計	1,874	1,901	1,905	1,857	1,814	1,752	1,728

各年4月1日現在



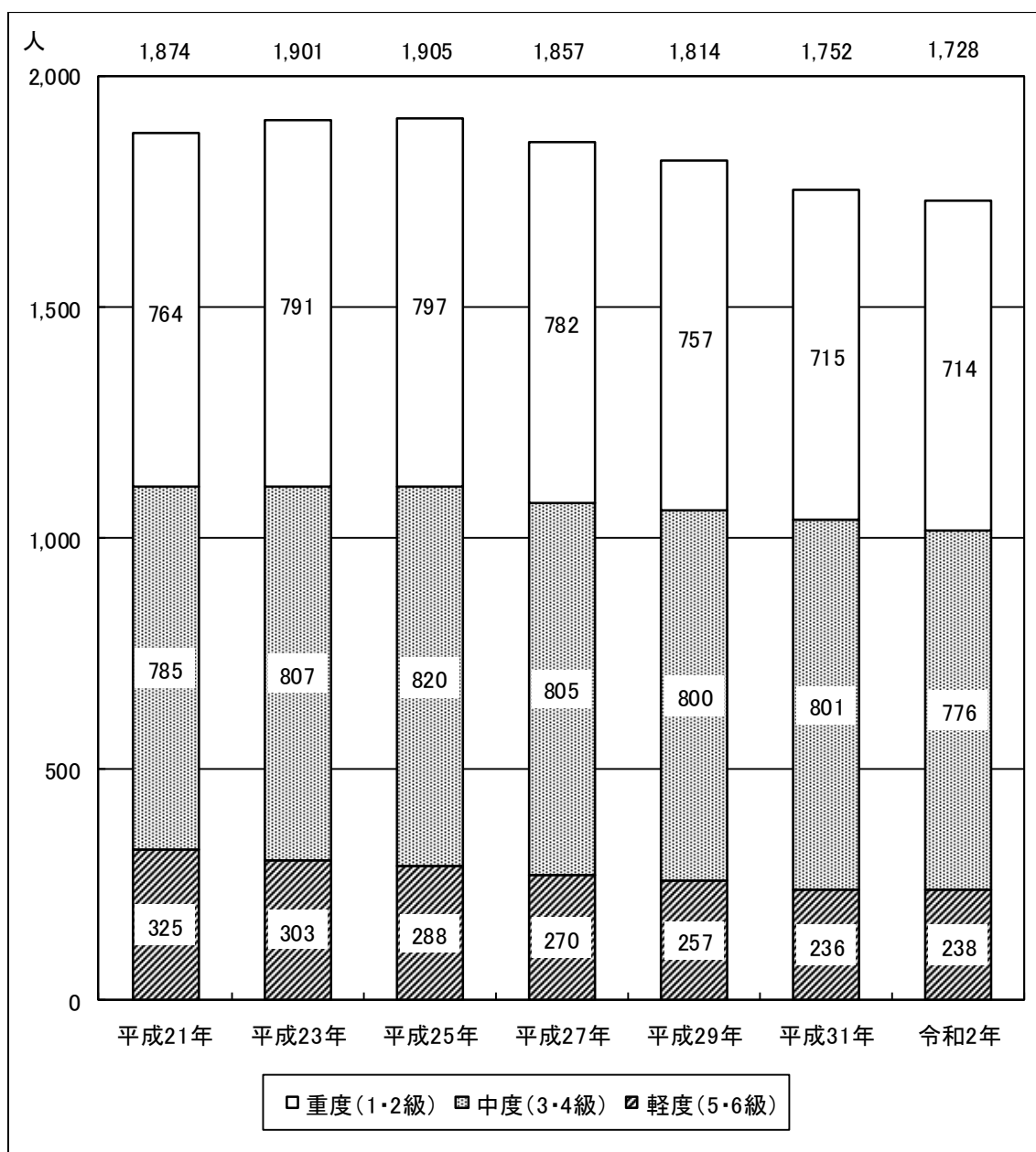
等級別では「重度（1・2級）」「中度（3・4級）」の障がい者が、それぞれ714人、776人となり、身体障がい者全体の各々4割を占めています。

■等級別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

	平成21年	平成23年	平成25年	平成27年	平成29年	平成31年	令和2年
重度(1・2級)	764	791	797	782	757	715	714
中度(3・4級)	785	807	820	805	800	801	776
軽度(5・6級)	325	303	288	270	257	236	238
合計	1,874	1,901	1,905	1,857	1,814	1,752	1,728

各年4月1日現在



② 知的障がい者

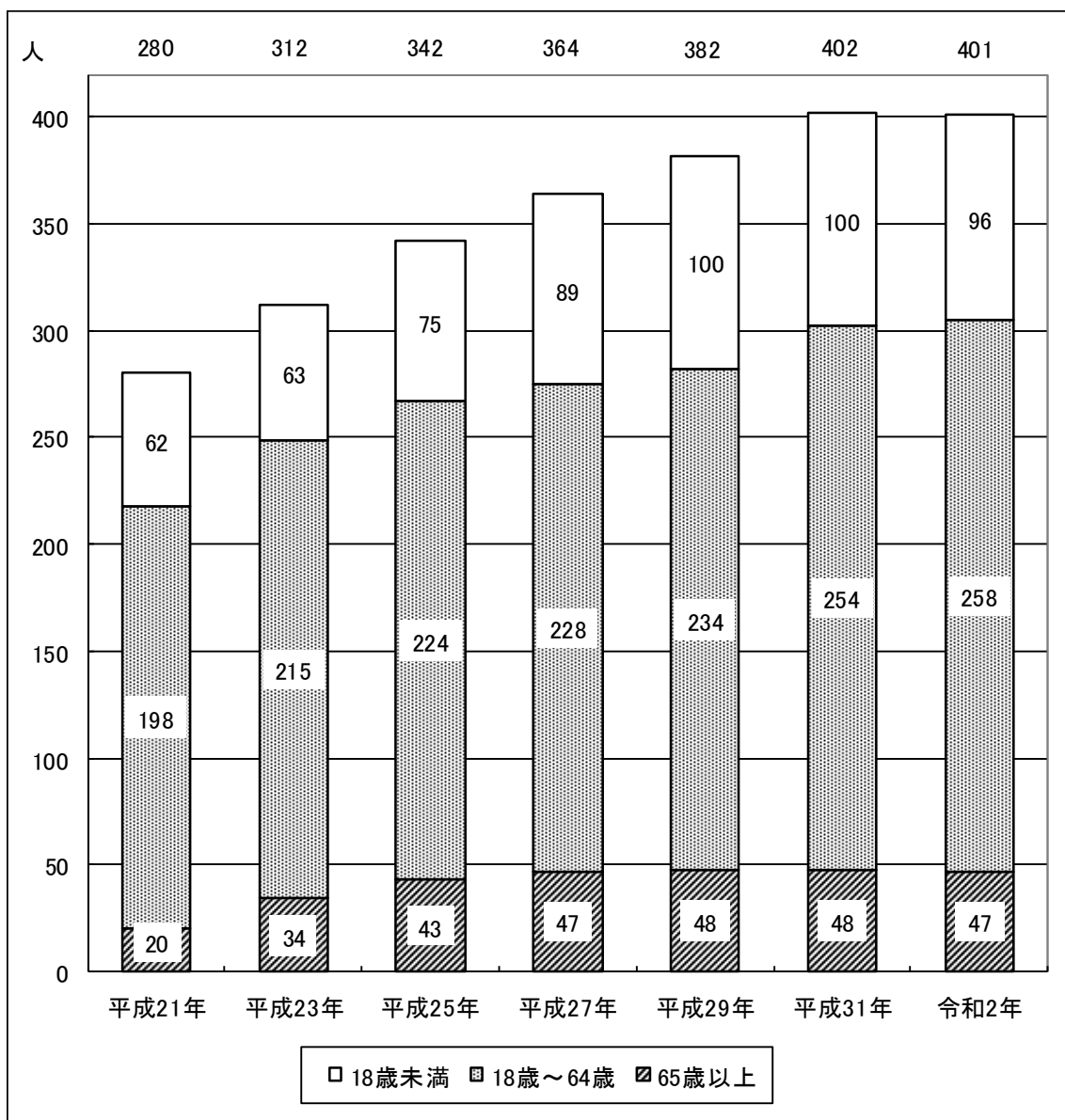
療育手帳の所持者数は、知的障がいに対する認知度が高くなり、手帳取得者が増えたことなどにより、平成21年の280人から徐々に増加し、令和2年では、401人となっています。年齢階層別では、「18歳未満」は62人から96人と1.5倍に、「18歳以上65歳未満」は198人から258人と1.3倍に、「65歳以上」は20人から47人と2.4倍にそれぞれ増加しています。

■療育手帳所持者数の推移

(単位:人)

	平成21年	平成23年	平成25年	平成27年	平成29年	平成31年	令和2年
18歳未満	62	63	75	89	100	100	96
18歳～64歳	198	215	224	228	234	254	258
65歳以上	20	34	43	47	48	48	47
合計	280	312	342	364	382	402	401

各年4月1日現在



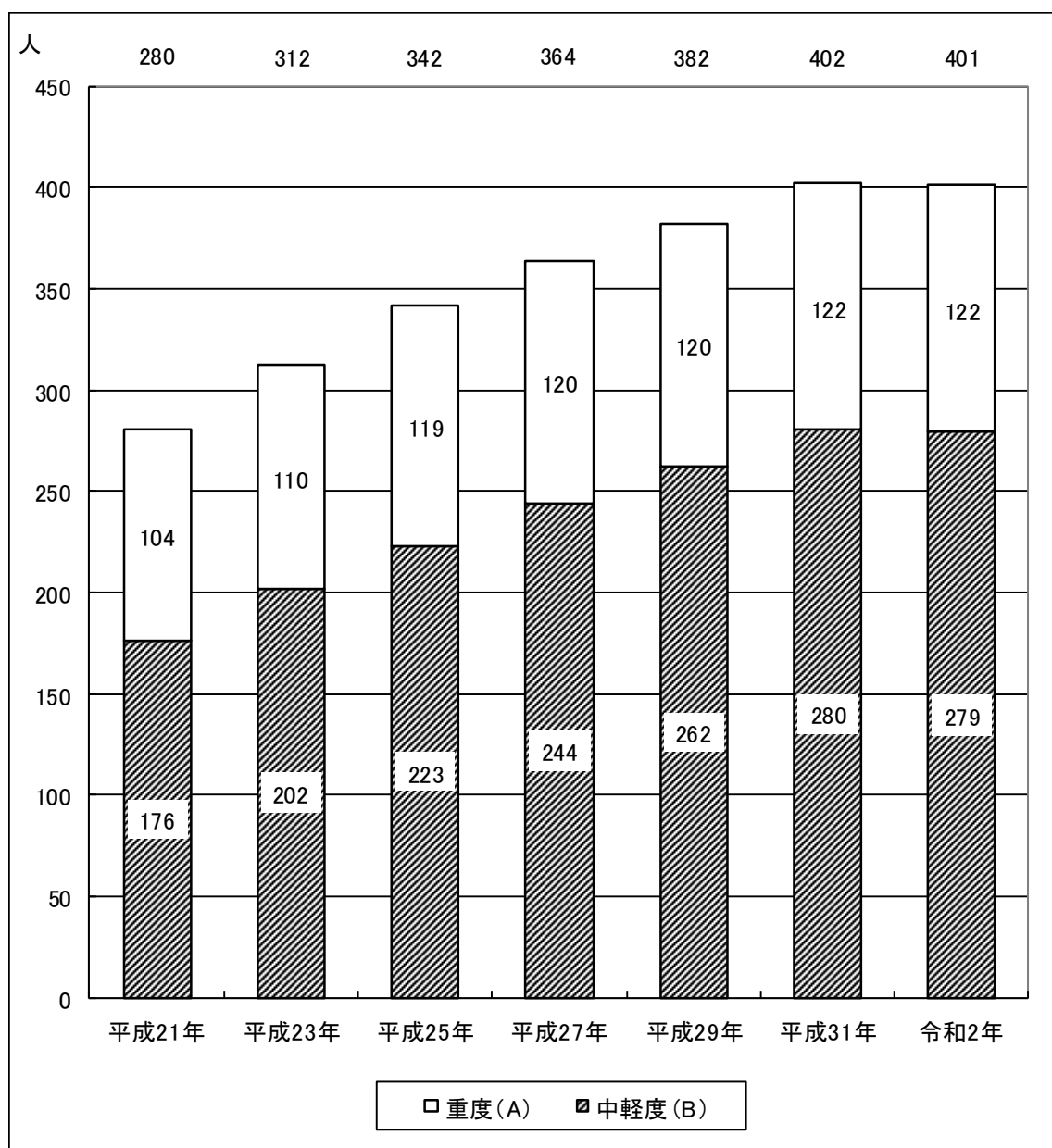
障がいの程度別にみると、「重度（A）」は微増傾向にあり、「中軽度（B）」は、平成21年の176人から、令和2年では、279人と1.6倍に増加しています。

■障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

(単位:人)

	平成21年	平成23年	平成25年	平成27年	平成29年	平成31年	令和2年
重度(A)	104	110	119	120	120	122	122
中軽度(B)	176	202	223	244	262	280	279
合計	280	312	342	364	382	402	401

各年4月1日現在



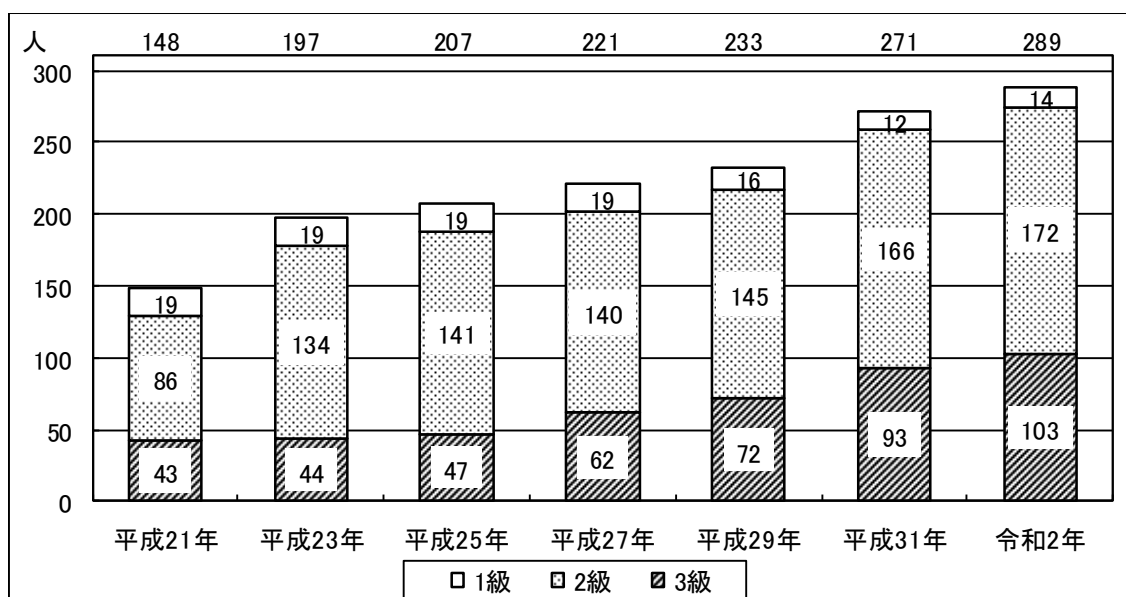
③ 精神障がい者

●精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、うつ病など、気分障害の患者数が増えたことなどにより、平成21年の148人から、令和2年では289人と1.9倍になっています。

■障がいの程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (単位:人)

	平成21年	平成23年	平成25年	平成27年	平成29年	平成31年	令和2年
1級	19	19	19	19	16	12	14
2級	86	134	141	140	145	166	172
3級	43	44	47	62	72	93	103
合計	148	197	207	221	233	271	289

各年4月1日現在

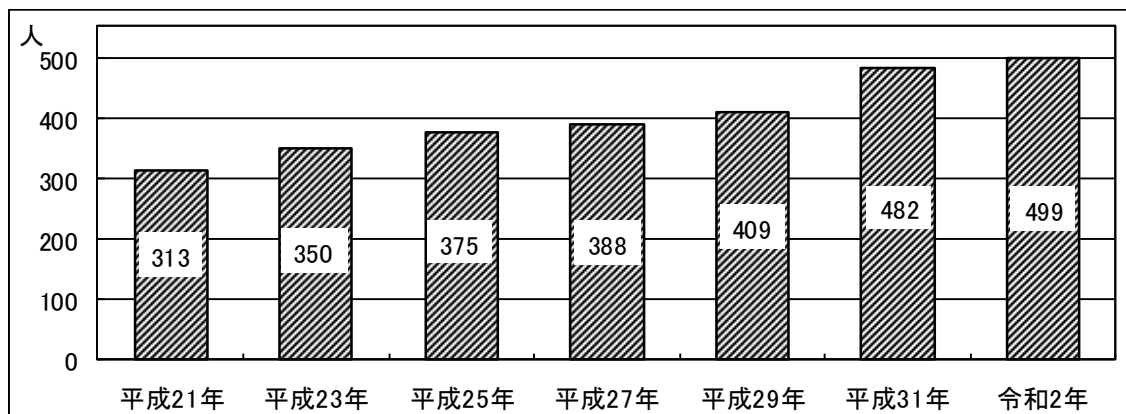


●自立支援医療(精神通院)認定者数は、平成21年の313人から、令和2年では499人と1.6倍になっています。

■自立支援医療(精神通院)認定者数の推移 (単位:人)

	平成21年	平成23年	平成25年	平成27年	平成29年	平成31年	令和2年
認定者数	313	350	375	388	409	482	499

各年3月31日現在



### (3) 障がい者雇用の推移

「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正により、平成30年4月1日からは、常用雇用労働者数が45.5人以上規模の一般企業で、2.2%（法定雇用率）以上の障がい者を雇用しなければなりません。

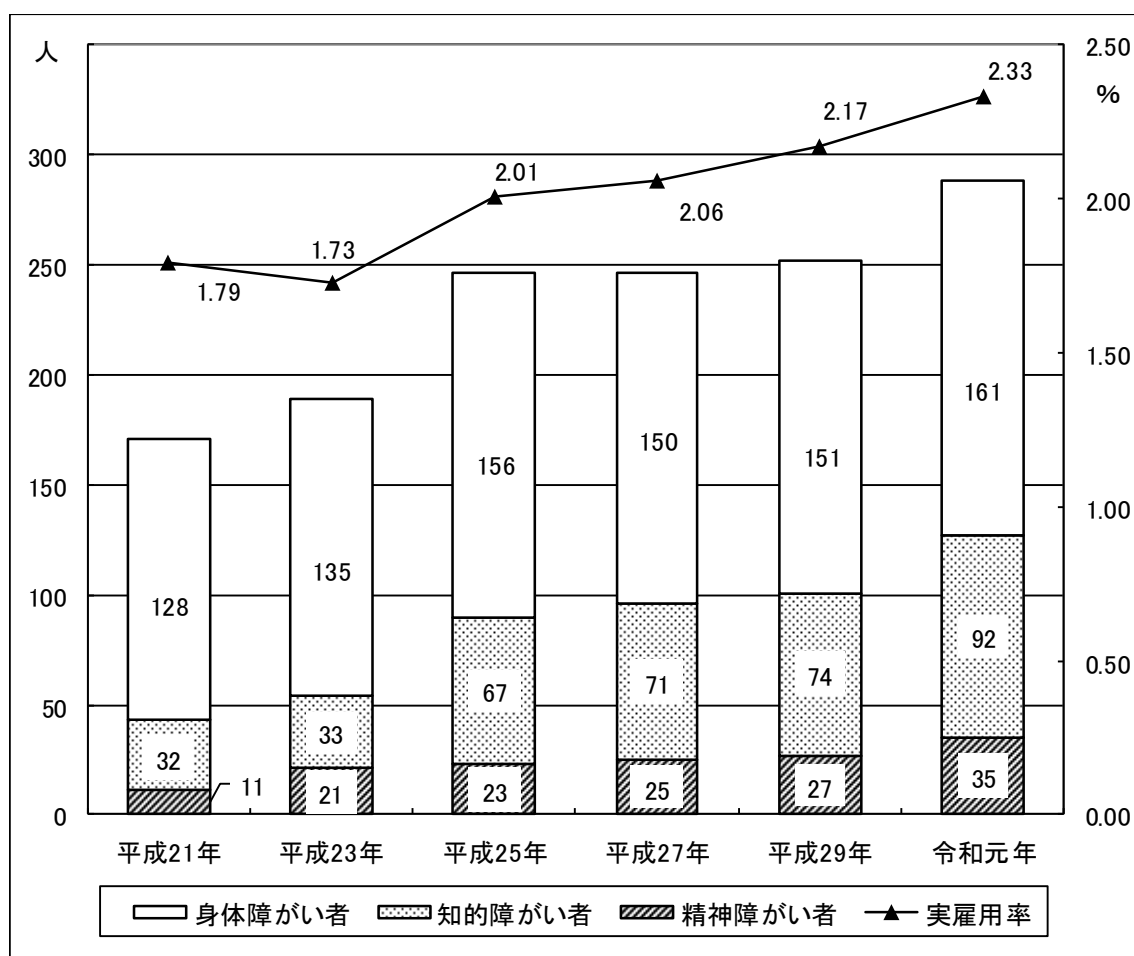
令和元年6月1日現在、砺波公共職業安定所管内の民間企業の障がい者実雇用率は2.33%、達成企業割合は67.6%となっています。

※令和3年3月から法定雇用率は2.3%に引き上げられ、対象範囲も常用雇用労働者数が43.5人以上規模の一般企業までとなります。

#### ■一般の民間企業における障がい者雇用の推移

	平成21年	平成23年	平成25年	平成27年	平成29年	令和元年
身体障がい者(人)	128	135	156	150	151	161
知的障がい者(人)	32	33	67	71	74	92
精神障がい者(人)	11	21	23	25	27	35
計(人)	171	189	246	246	252	288
実雇用率(%)	1.79	1.73	2.01	2.06	2.17	2.33
達成企業の割合(%)	72.1	61.5	62.9	66.7	69.8	67.6

各年6月1日現在



資料：砺波公共職業安定所

### (4) 障害支援区分別認定者・障がい福祉サービス費等の推移

#### ① 障害支援区分別認定者\*3

障害支援区分別認定者は、平成21年の115人から、令和2年6月末日現在では201人と1.7倍になっています。

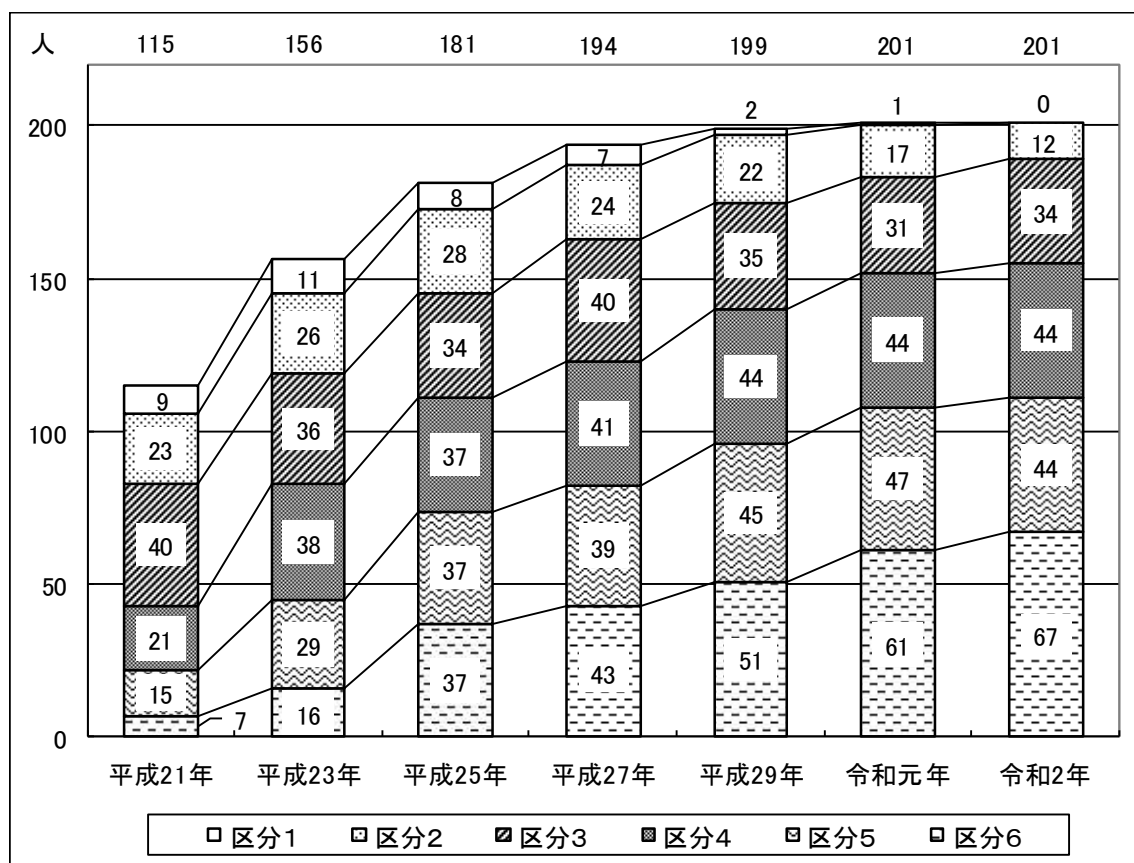
なかでも、区分6の認定者は年々増加しており、令和2年には全体の3分の1を占めています。

■障害支援区分別認定者の推移

(単位:人)

	平成21年	平成23年	平成25年	平成27年	平成29年	令和元年	令和2年
区分1	9	11	8	7	2	1	0
区分2	23	26	28	24	22	17	12
区分3	40	36	34	40	35	31	34
区分4	21	38	37	41	44	44	44
区分5	15	29	37	39	45	47	44
区分6	7	16	37	43	51	61	67
合計	115	156	181	194	199	201	201

各年6月末日現在



\*3 障害支援区分とは、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示したもので、6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要度が高い）があります。

障がい者の特性を踏まえた判定が行われるよう、80項目の認定調査を行い、市審査会での総合的な判定を踏まえて市が認定します。



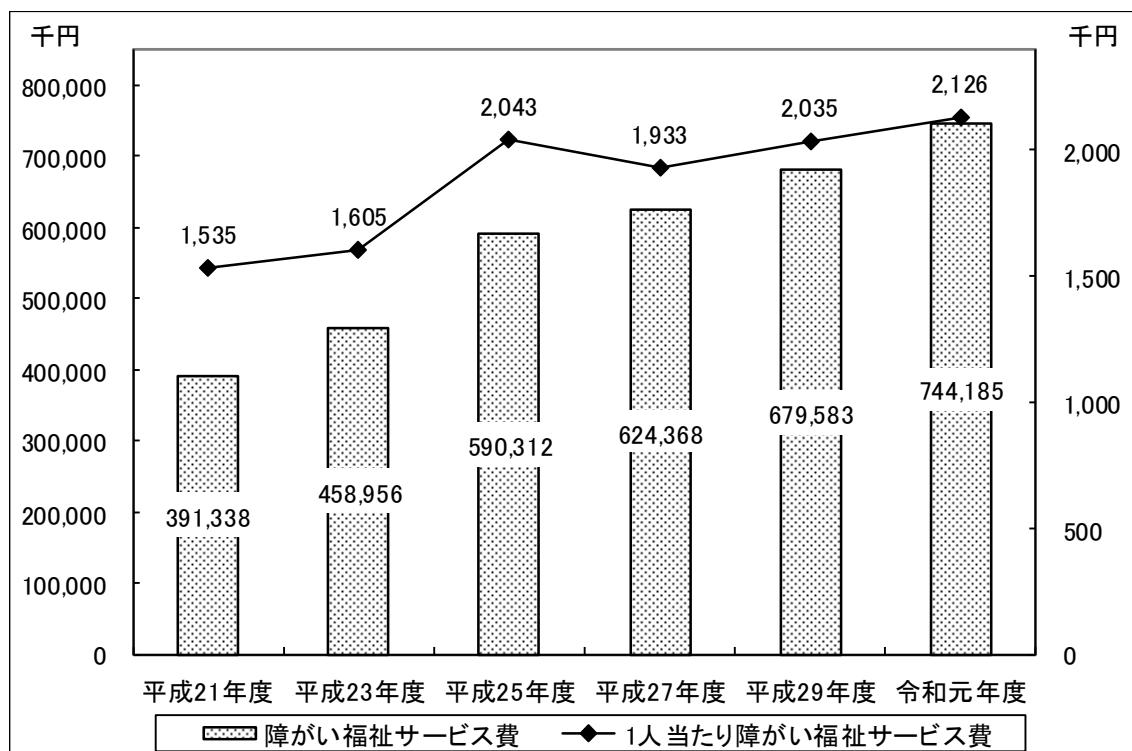
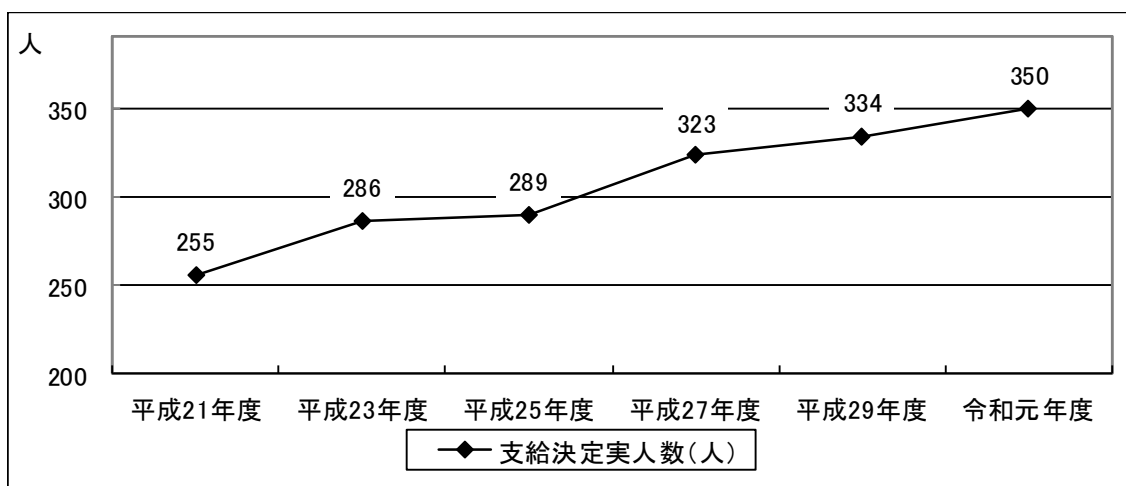
② 支給決定実人数及び障がい福祉サービス費

障がい福祉サービス支給決定実人数は、平成21年度の255人から、令和元年度の350人と1.4倍、障がい福祉サービス費は、平成23年度の391,338千円から、令和元年度の744,185千円と1.9倍になっています。

障がい福祉サービス費の報酬単価の改定や利用者負担の見直し、また複数のサービス利用などにより、1人当たりの障がい福祉サービス費が増加しています。

■支給決定実人数の推移及び障がい福祉サービス費(扶助費) (単位：人、千円)

	平成21年度	平成23年度	平成25年度	平成27年度	平成29年度	令和元年度
支給決定実人数	255	286	289	323	334	350
障がい福祉サービス費	391,338	458,956	590,312	624,368	679,583	744,185
1人当たり障がい福祉サービス費	1,535	1,605	2,043	1,933	2,035	2,126



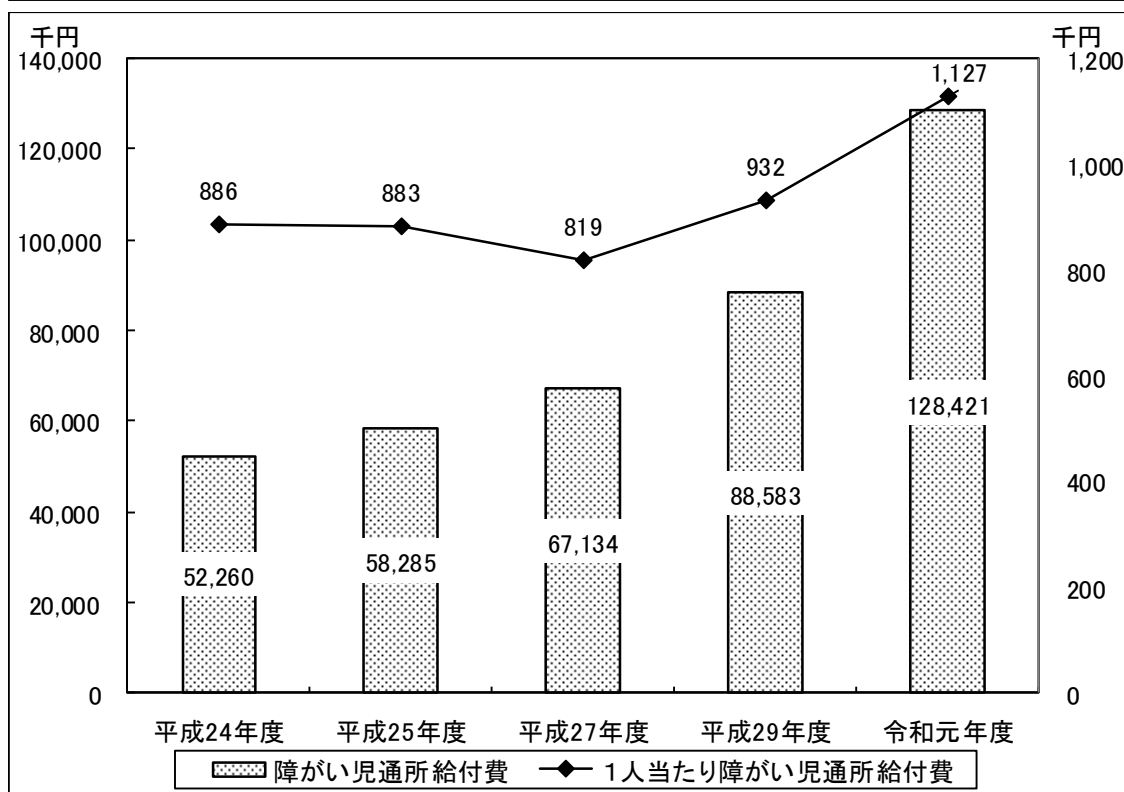
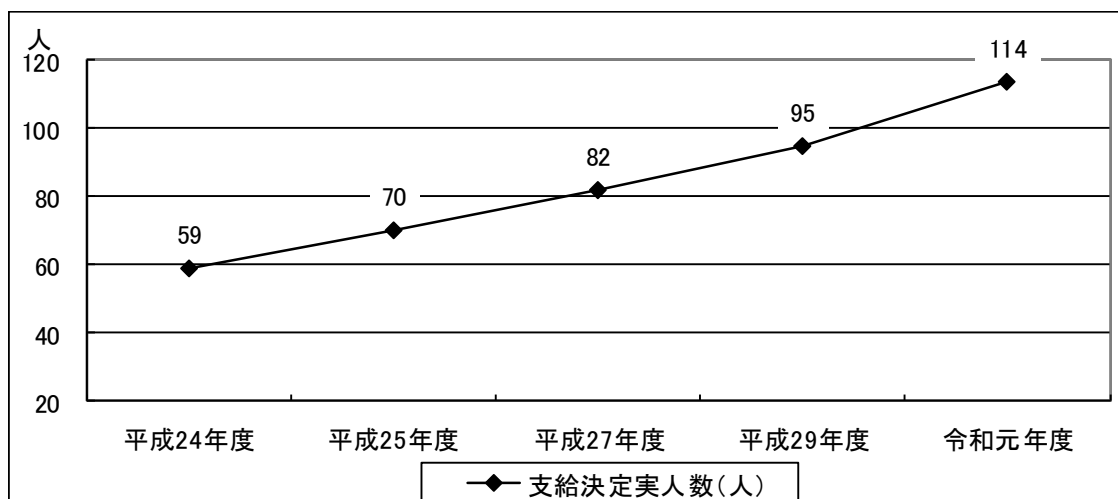
### (5) 障がい児通所給付費等の推移

障がい児通所支援の支給決定実人数は、平成25年度の70人から、令和元年度の114人と、1.6倍に、障がい児通所給付費は、平成25年度の58,285千円から、令和元年度の128,421千円と2.2倍に増加しています。

■支給決定実人数の推移及び障がい児通所給付費(扶助費) (単位:人、千円)

	平成24年度(※)	平成25年度	平成27年度	平成29年度	令和元年度
支給決定実人数	59	70	82	95	114
障がい児通所給付費	52,260	58,285	67,134	88,583	128,421
1人当たり障がい児通所給付費	886	883	819	932	1,127

※平成24年4月に県より移管(平成24年度障がい児通所給付費は、H24.4~H25.2までの11か月分)



## 3 福祉サービス利用の状況

## ■障がい福祉サービス等の利用状況

(単位：人)

サービス種類		支給決定実人数 令和元年度	支給決定実人数 平成29年度
介護給付	居宅介護(身体介護・家事援助・通院介助)	34	33
	重度訪問介護	0	0
	同行援護	0	0
	行動援護	4	5
	重度障害者等包括支援	0	0
	療養介護	17	16
	生活介護(デイサービス)	131	131
	短期入所(ショートステイ)	63	62
	施設入所支援	76	74
	地域移行支援	0	1
	地域定着支援	1	0
	訓練等給付	自立生活援助 ※	0
自立訓練(機能訓練)		0	0
自立訓練(生活訓練)		2	7
宿泊型自立訓練		2	4
就労移行支援		17	21
就労移行支援(養成施設)		0	0
就労継続支援(A型)		76	65
就労継続支援(B型)		72	63
就労定着支援 ※		2	
共同生活援助(グループホーム)		42	35
計画相談支援	サービス等利用計画作成	317	312
地域生活支援事業	移動支援	10	19
	日中一時支援	21	24
障害児通所支援等	児童発達支援	37	42
	医療型児童発達支援	3	3
	放課後等デイサービス	73	43
	居宅訪問型児童発達支援	0	0
	保育所等訪問支援	3	14
障害児相談支援	障害児支援利用計画作成	114	95

※ 自立生活援助、就労定着支援は平成30年度よりサービス開始

## ■その他の福祉サービス利用の状況

(単位：人)

事業名	区分	受給者数	受給者数
		令和元年度末	平成29年度末
重度心身障害者等医療費助成	一部還付	891	892
	重度医療	295	300
	軽度医療	52	86
	市単独助成医療	8	6
障害者自立支援医療費助成	更生医療	39	54
	育成医療	21	20
	精神通院	499	375
障害者通所・通園費助成	通所	74	68
	通園	20	22
補装具の交付・修理	交付	53	62
	修理	22	38
日常生活用具の給付		130	127
重度障害者住宅改造費の助成		2	2
福祉タクシー利用券の交付		59	62
自動車操作訓練費の助成		0	1
自動車改造費の助成		0	3

## 4 当事者とその家族の意見からみえる障がい者福祉の課題

障がい者の生活実態や意識、障がい者福祉に関する意見等を把握するために、障がい者の関係団体の会員の方から意見をいただきました。

### (1) 依頼団体及び回答者

障がい別	団体名	回答期間	回答者
身体障がい	身体障害者協会	令和2年 10月8日～10月23日	会員
知的障がい	手をつなぐ育成会	令和2年 10月19日～10月30日	会員
精神障がい	となみ野家族会	令和2年 9月25日～10月16日	会員

### (2) 主な意見

	主な意見
身体障がい	<p><b>【相談支援】</b></p> <p>1 誰でも相談できる相談窓口（地域相談員、広域専門相談員など）があることを障がい者に市広報などで周知してほしい。</p> <p><b>【生活環境の整備】</b></p> <p>2 市営バスを低床バスにしてほしい。</p> <p>3 市の公共施設のバリアフリー化を進めてほしい。</p> <p>4 地区の公民館や体育館にゆずりあいパーキング用の駐車区画を設置してほしい。</p> <p><b>【防災対策】</b></p> <p>5 障がい者参加の災害救助、避難誘導の防災訓練を実施してほしい。</p> <p>6 避難するための情報を障がいの状態に合わせた方法で知らせてほしい。</p> <p>7 福祉避難所の設置と災害時専門ボランティアの養成と登録をお願いしたい。</p> <p><b>【障がい者理解】</b></p> <p>8 小中学校で車いすバスケットやボッチャ等の体験教室を開催して、障がい理解を深める教育をしてほしい。</p> <p>9 障がいを理由とする差別に関する相談対応のための研修など、地域社会、一般に広く障がい者理解を働きかけてほしい。</p> <p>10 共生社会を目指すために、市民には障がい者理解を得ることが大事なので、市広報で周知してほしい。</p>

	主な意見
身体障がい	<p>【その他】</p> <p>11 重度の在宅障がい者に対する介護訪問サービスの充実に努めてもらいたい。</p> <p>12 各地区で開催されている「ふれあい・いきいきサロン」など参加したくても交通手段がないので、移動交通手段の改善を進めてほしい。</p> <p>13 一人暮らしの重度障がい者のゴミ出しや冬場の除雪など、日常生活に必要な援助をしてほしい。</p> <p>14 通院のための移動手段、費用助成の支援をしてほしい。</p>

	主な意見
知的障がい	<p>【相談支援】</p> <p>1 声掛けしたりされたり、話を聴いてあげると本人・家族が癒やされるように感じる。</p> <p>2 相談したことにすぐ対応できるワンストップ窓口と様々なサービスをコーディネートしてもらえる体制を構築してほしい。</p> <p>3 教育、特に、ASD、ADHD、LDの方が、支援学校がよいのか否か家族で分かれることがある。</p> <p>【生活環境の整備】</p> <p>4 家族（支援者）の高齢化が心配</p> <p>5 地域行事に参加できない。</p> <p>6 楽しみが家族だけでは対応できることが少ない。</p> <p>7 医療・介護に対応したグループホームやサテライト型のグループホームの充実</p> <p>8 移動・交通手段の充実</p> <p>【防災対策】</p> <p>9 障がいに応じた避難場所があればよい。一般の避難所は、周囲の目、気遣いで居られない。</p> <p>10 新型コロナウイルスに本人・家族が感染した時の支援</p> <p>11 知的障がい者の災害時に、本人、家族、支援者がどう行動をとればよいか指標（マニュアル等）となるものがあれば助かる。</p> <p>12 地区別に緊急時の障がい者の専門の窓口を決めてほしい。</p> <p>【障がい者理解】</p> <p>13 小・中学生に障がい特性を理解してもらうための学習を実施してほしい。</p> <p>14 大人（保護者）に対しても理解が必要</p> <p>15 市広報に特集記事を載せてもらうなど、一般の方の目に触れる機会を設けてほしい。</p>

	主な意見
知的障がい	<p><b>【その他】</b></p> <p>16 職員が研修を受けていても、実際に支援に活かされていないと感じられることがある。</p> <p>17 余暇活動を支えているのは保護者の力によるものが多いが高齢、病気などで限界がある。ボランティアの支援も充実・定着できず、このままでは現在ある活動もできなくなる。</p>

	主な意見
精神障がい	<p><b>【相談支援】</b></p> <p>1 精神障がい者は、他の人に知られたくない人が多いらしく、相談さえしづらい雰囲気がある。</p> <p><b>【生活環境の整備】</b></p> <p>2 申請や更新等の手続きをサポートしてくれる人がほしい。</p> <p><b>【防災対策】</b></p> <p>3 要支援の登録はしてあるので訓練時には確認をしてもらえるが、本当に避難が必要になった時、動けなくなるのではないかと心配。また、避難所は厳しいと思っている。</p> <p><b>【障がい者理解】</b></p> <p>4 偏見は変えられないと思っている。子供達に疑似体験をしてもらい大変さを少しでもわかってほしい。子供が変われば大人も変わると思う。</p> <p><b>【その他】</b></p> <p>5 つらい時に少し逃げる場所、24時間開いている居場所があればよいと思う。</p>

## 5 障がい者福祉についてのアンケート結果

福祉サービスの利用実態とニーズ、福祉に関する意見や要望などを把握し、計画策定及び施策の推進に役立てるため、市内在住の障害者手帳をお持ちの方、手帳を持たずに障がい福祉サービスを利用中の方を対象に「福祉に関するアンケート調査」を行いました。

### (1) 調査対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人、手帳を持たずに障がい福祉サービスを利用している人 2,481 人のうち 800 人に対して調査を実施

- ＜内訳＞ 65歳未満の中から無作為抽出 600人  
 身体 252人、知的 219人、精神 143人（在宅 576人、施設等 24人）  
 （重複障がい者がいるため合計は一致しない）  
 65歳以上の中から無作為抽出 200人  
 身体 191人、知的 5人、精神 4人（在宅 198人、施設等 2人）

### (2) 調査方法

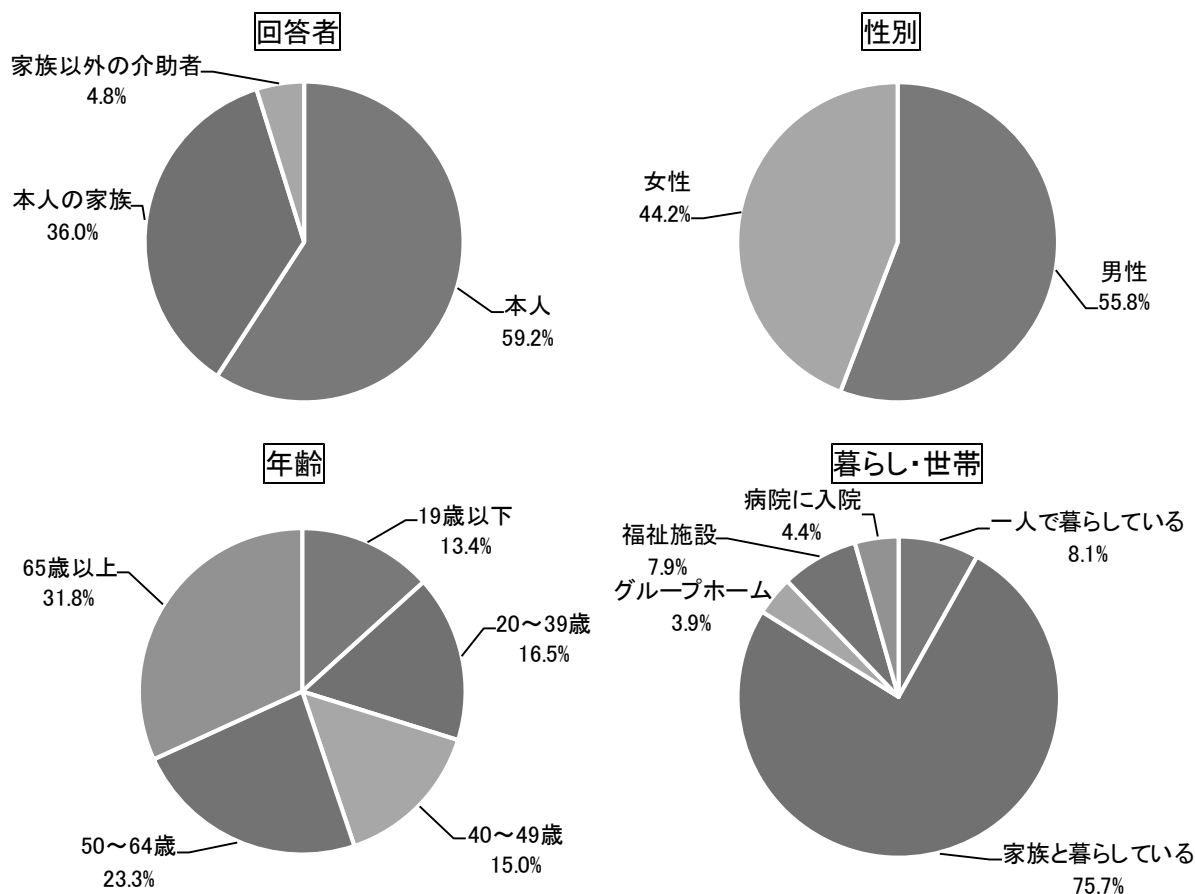
郵送返送方式

### (3) 調査期間

令和2年5月8日から 5月31日まで

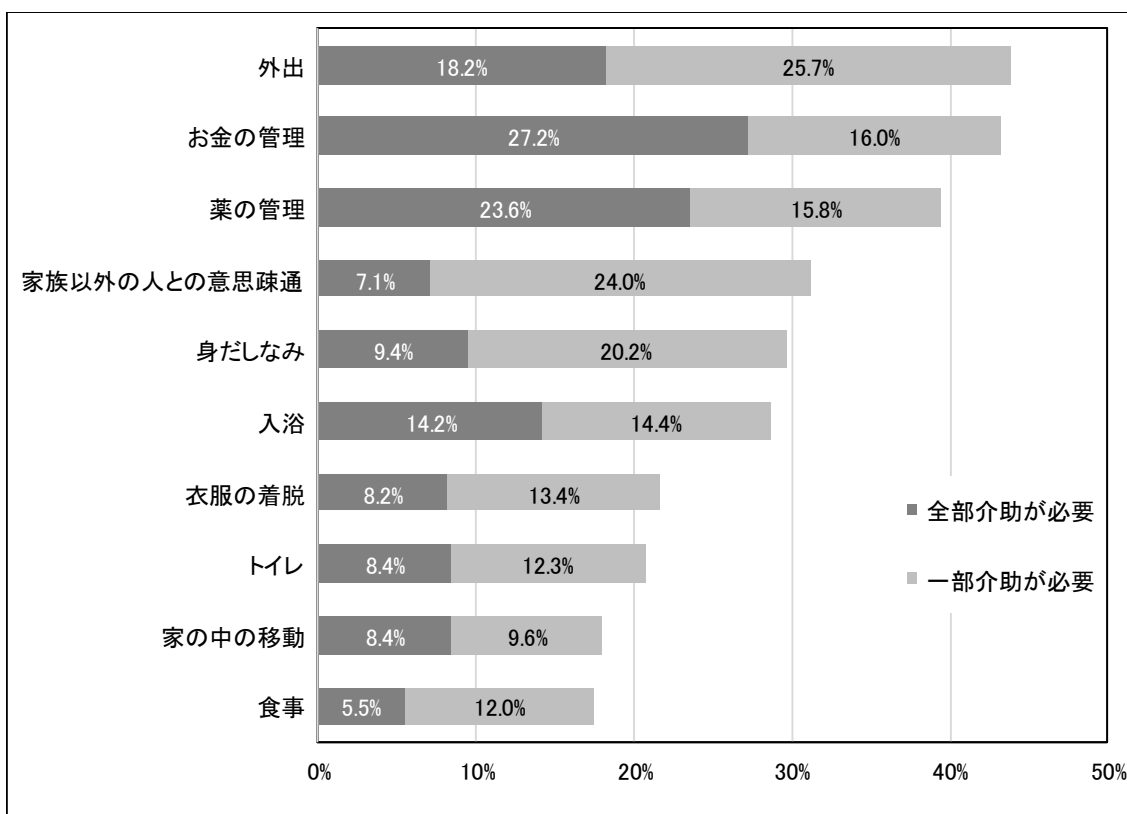
### (4) 回答数

回収数 423人 回収率 52.9%

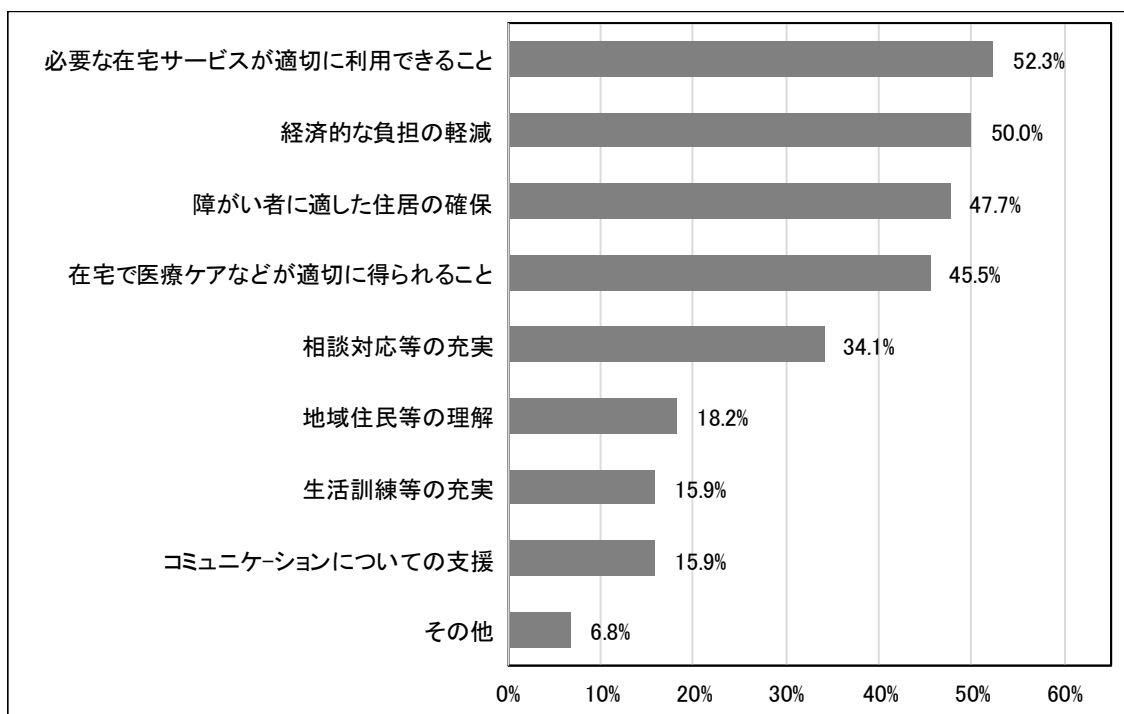




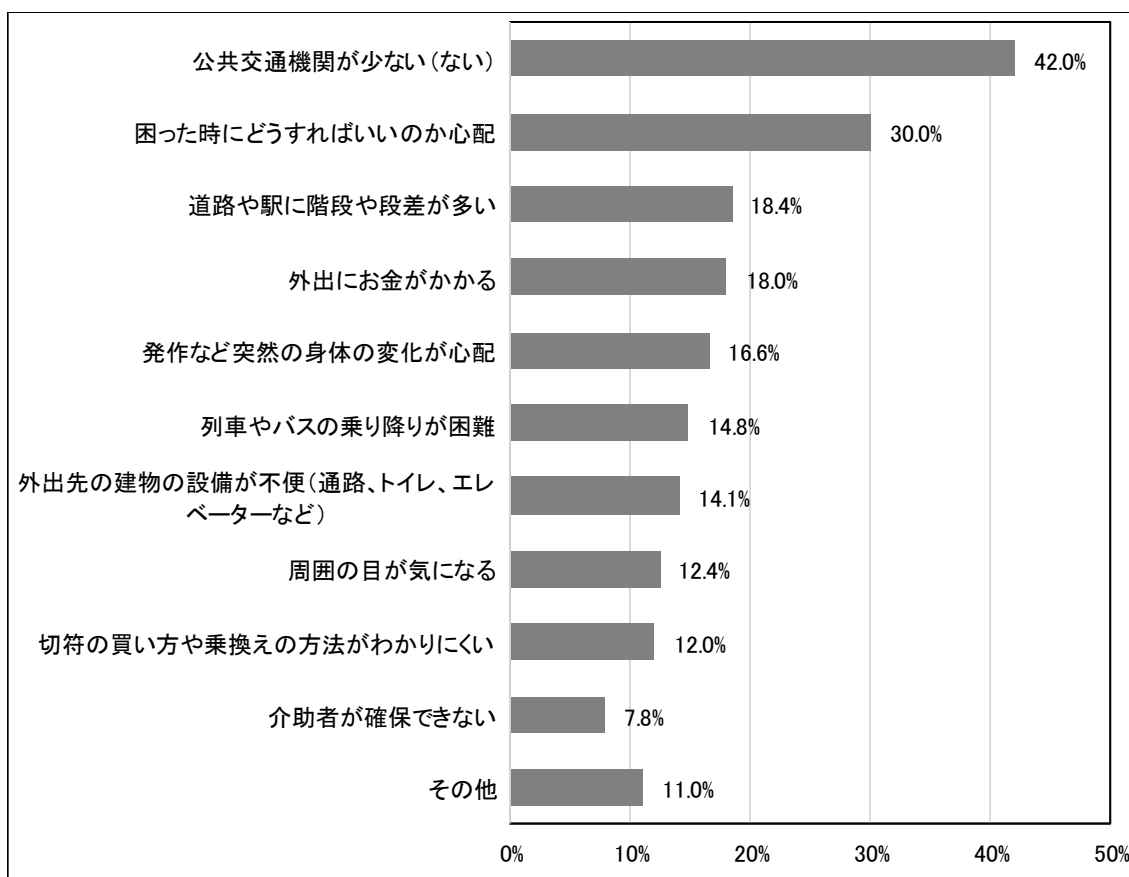
① 日常生活で介助が必要な項目は何ですか。



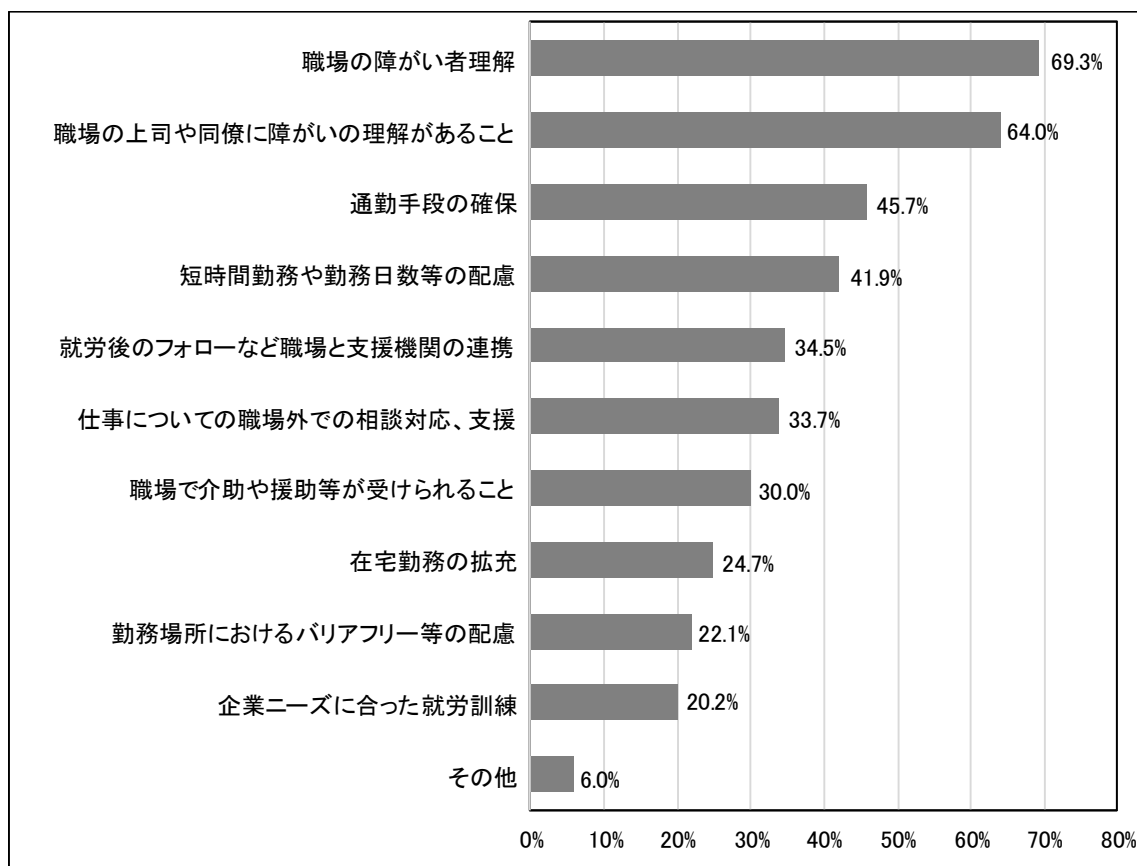
② 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。(複数回答)



③ 外出する時に困ることは何ですか。(複数回答)

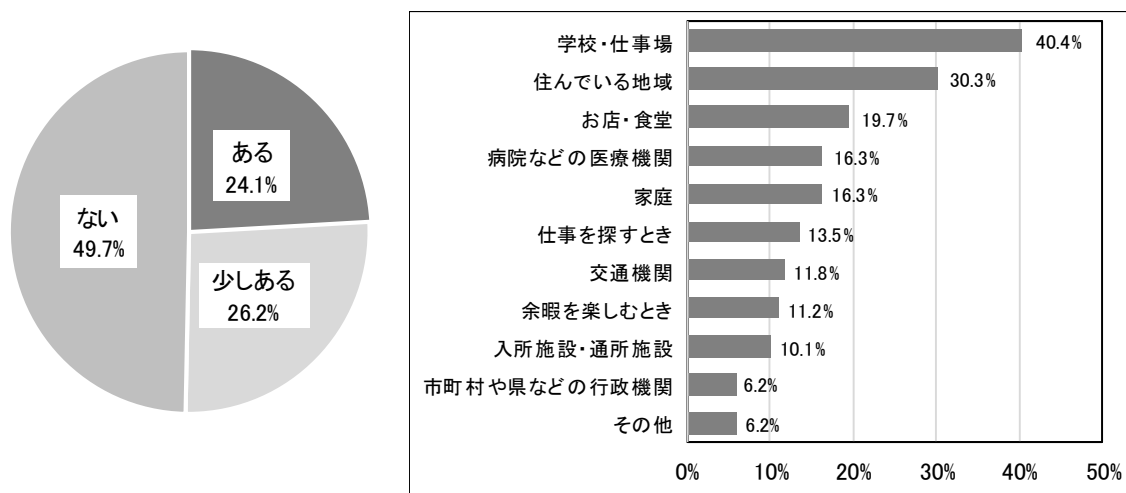


④ 就労についてどのような支援が必要だと思いますか。(複数回答)

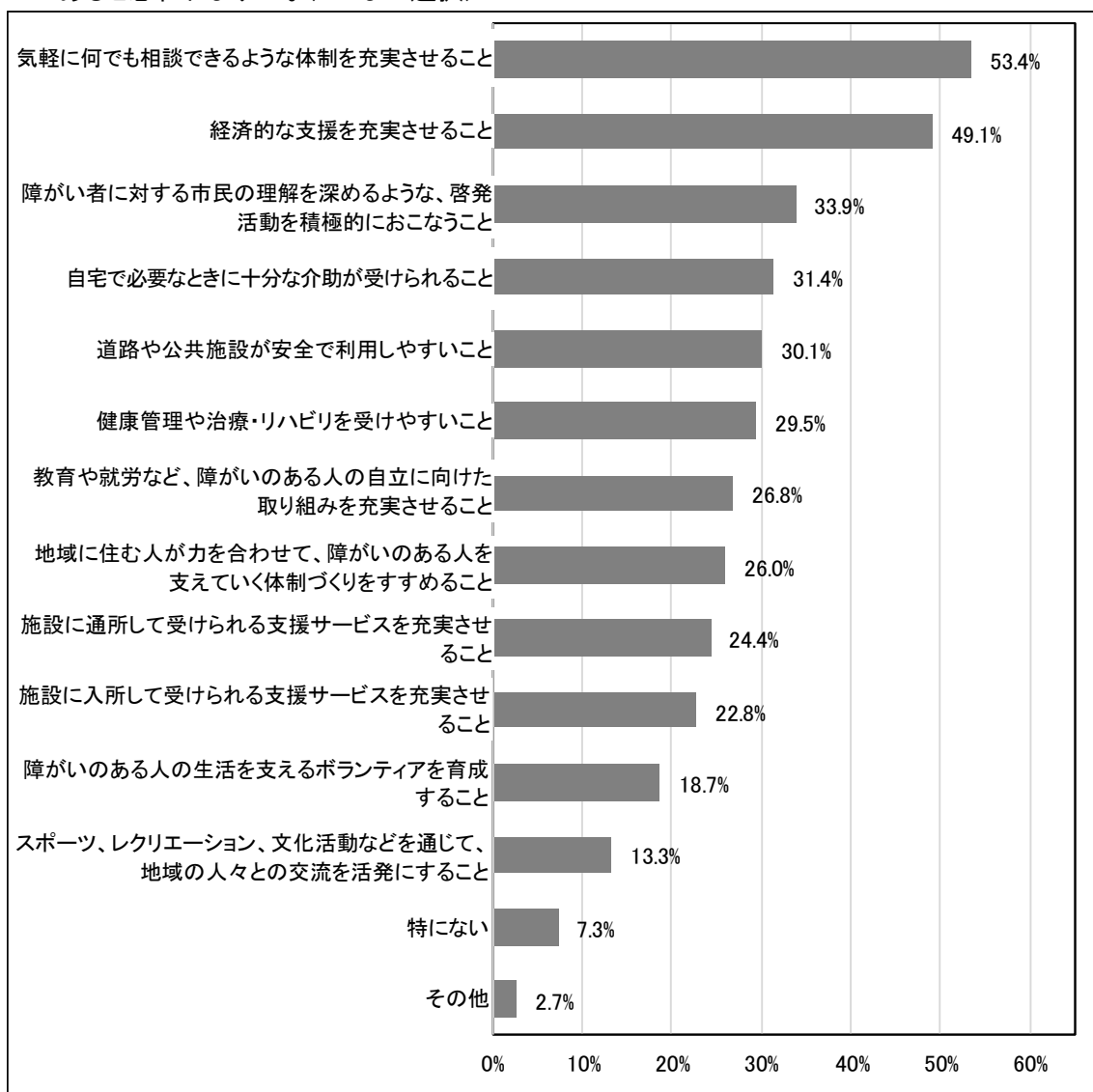


⑤ あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがありますか。

⑥ どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。(複数回答)



⑦ 今後、障がい者福祉を充実させるために砺波市がどのようなことに特に力を入れていく必要があると思われますか。(5つまで選択)



■ 主なご意見

1 <施設と設備の充実>

- ・ 施設の新設の要望
  - ▶ 就労移行支援、就労継続支援
  - ▶ 発達障がいのある子達が将来就労に向けた訓練を早いうちから始められるような施設
  - ▶ 放課後デイのような施設がもう少しあると親の援助がない家庭の方も働きやすい。
  - ▶ 発達障がい者に対する専門の支援機関、施設
- ・ 車椅子(医療用バギーとして使用)としてのベビーカーでの公共機関の使用が困難。
- ・ オムツ替えができるトイレが少ない。
- ・ 駅などでのアナウンスが聞こえない。
- ・ ペースメーカーをつけているので電子製品の対応を各店舗等に指導してほしい。

2 <専門家の配置>

- ・ 保育所での3歳以下の加配保育士、保育士に対する障がい児への知識不足解消のための研修会の開催、各機関との連携

3 <サービス・制度について>

- ・ 医療、就労、介護、税等どこに相談すればいいのか、費用はかかるのかといったトラブルシューートの一覧表冊子を作ってもらいたい。
- ・ サービス内容をもっと周知してほしい。
- ・ 利用したいサービスも本人の状態によって変化していくので、その都度対応してもらえるようにしてほしい。
- ・ 書類の代筆を窓口でしてもらいたい。
- ・ 経済支援がほしい。
- ・ 自立、就労などができるような取組を充実させてほしい。
- ・ 障がい者に対する相談などをもっとしやすい環境があったらと思う。
- ・ 児童発達支援(特に3歳以下)の充実、受け入れ増

4 <行政への要望>

- ・ 防災と地域づくり、防災対策、安心安全対策の推進。知的障がい者の障がい特性への理解啓発コミュニケーション支援、誘導支援等を盛り込んだ防災訓練の実施
- ・ 災害時における知的障がい者専用の避難所や一般の避難所の中での専用スペースの確保
- ・ 災害時、音声情報がわからない。
- ・ 相談窓口を増やしてほしい。人数の増、手厚く相談ができる人材の増

5 <差別>

- ・ 学校、先生の障がい者に対しての理解と、障がい者を教育するにあたっての接し方の勉強、努力をしてほしい。
- ・ 医師との疎通が一方的で希望する医療が受けられない。救急で受診したが簡単な医療しか

受けられず明らかに一般の治療と違っていた。

6 <就労>

- ・市外での職探しが多く市内での仕事が少ない。
- ・理解のない会社が多い。

7 <居住場所>

- ・医療従事者が常駐するマンションなどの建設を要望する。
- ・障がいの程度によって生活様式が違ってくると思う。家族がいない人達が日々の生活をそれなりに安心して送れるように配慮があると助かる。
- ・障がいのある方も地域に馴染める環境になれば嬉しい。
- ・障がい者のためこだわりがとても強く、家族内であっても特定の者でないと対応しきれないことが多く、在宅支援は無理がある。両親が高齢になることも不安材料

8 <交通>

- ・通勤手段がない
- ・バスが通っていないので片道30分かけて自転車通勤している。冬とか悪天候の時は送迎しているが、自分も高齢者なのでいつまで送迎できるか分からなく不安
- ・バス停が遠い。
- ・土曜日、日曜日のバス運行が望ましい。
- ・列車やバス、タクシーなどもっと利用しやすいようにしてほしい。
- ・車が運転できるのでガソリン代等現金で支給してもらえると助かる。
- ・道路の凹凸をなんとかしてほしい。

9 <ネットワーク>

- ・婚活支援などで障がい者向けの相談窓口があったら良いと思う。
- ・障がい者団体の家族会みたいな活動をもっとして障がい者や家族の生の声を聞かれたらよいのではないかと思う。
- ・砺波市身体障害者協会会員が高齢化している中、会員増の施策を考えてほしい。
- ・親亡きあとの生き方を学ぶ機会、一人で生きていく機会があればよい。

10 <医療>

- ・発達障がい児の診断ができる、訓練が受けられる医療機関を市内につくってほしい。
- ・総合病院と連携して、個人の病院との転院調整をスムーズにしてほしい。

## 6 第2次計画の評価と課題

第2次計画では「障がいの有無に関わらず誰もが差別を受けることなく尊重され、地域の中で自立し共に支えあって生きる『共生社会』の実現」を基本理念として、2つの基本目標をたて、8つの基本方向のもと23の施策・事業を実施してきました。その施策・事業について、項目別に評価と課題を整理しました。

### ■ 第2次計画施策体系図

目標	方向	施策・事業	
<b>目標1</b> 障がい福祉サービスと 就労支援の充実	(1) 総合的な自立支援体制の構築	① 自立を促す障がい福祉サービスの充実 ② 日常生活を支える地域生活支援事業の充実 ③ 居住系サービスの充実 ④ 権利擁護の推進 <b>【新】虐待防止への取組</b>	
	(2) 就労支援の推進	① 障がい者雇用に対する企業等の理解 ② 障がい者の就労機会の拡大 <b>【新】障害者就労施設からの物品等の調達</b>	
	(3) 療育・教育体制の充実	① 就学前における支援体制の充実 <b>【新】児童発達支援センターの拡充</b> ② 学校教育・社会教育の充実 ③ 文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実	
	<b>目標2</b> 社会参加と相談支援の充実	(1) 障がい者の理解と相談支援体制の充実	① 障がい者の理解を深める啓発の推進 ② 福祉教育の推進 <b>【新】小・中学生の障がい理解への取組</b> ③ ライフステージに応じた相談支援体制づくり
		(2) 助けあい・支えあいの地域福祉の推進	① 地域での支えあい活動の推進 ② ボランティア活動の支援
		(3) 健康づくりの推進	① 障がいの予防・早期発見・早期療育の推進 ② 保健・医療体制の充実 ③ こころの健康づくりの推進 <b>【新】地域生活支援拠点への支援</b> ④ 在宅生活の支援
		(4) 生活環境の整備	① バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備 ② 移動・交通手段の充実 ③ 障がい者が暮らしやすい住まいの充実 <b>【新】地域生活支援拠点への支援(再掲)</b>
		(5) 防犯・防災対策の充実	① 防犯・防災意識の普及推進 ② 緊急時の情報提供、避難誘導體制の充実 <b>【新】避難行動要支援者名簿の活用</b>

施策・事業	評 価	課 題
目標1 方向(1) ①自立を促す障がい福祉サービスの充実	令和元年5月に砺波総合庁舎内に設置した砺波圏域障害者基幹相談支援センターを中心に相談支援のための人材育成と体制の底上げが期待される。雇用連絡会議等の場において、ハローワークと就労支援施設間で課題の共有を図った。	計画策定に向けたアンケート(以下、今回のアンケート)において相談窓口の充実と専門家の育成が望まれている。本人の状態や環境の変化に応じて必要となるサービスが提供できるよう相談支援専門員の確保が課題となる。
目標1 方向(1) ②日常生活を支える地域生活支援事業の充実	社会情勢や利用対象者の減少もあるが、手話通訳者等の派遣数が減少傾向にある。近年は手話奉仕員養成講習修了者数は20名余で推移している。	手話通訳者等の派遣数が減少傾向にあり、ホームページ等で対象者へ事業の周知、利便性の向上について改善が必要である。
目標1 方向(1) ③居住系サービスの充実	施設入所や入院から、地域生活への移行を促進するためのグループホームは需要を満たしている。	地域生活への移行がすすむよう地域生活支援拠点等の整備を進め、地域生活の体験の場の確保や医療機関と支援体制の充実が必要である。精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築が必要である。
目標1 方向(1) ④権利擁護の推進	財産管理や日常生活で生じる契約行為を自分で行うことが困難な障がい者のため、呉西圏域連携事業として、呉西地区成年後見センターが平成31年4月に高岡市に開設され、市民後見人養成講座を実施し登録が進んでいる。砺波市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)において日常生活自立支援事業が実施されており、権利擁護の推進が図られている。	呉西地区成年後見センターが実施する市民後見人養成講座の実施に協力し、市民後見人バンクへの登録、日常生活支援事業への協力へ繋げていく必要がある。また、市社協と連携し事業を進めていく必要がある。ホームページ等で広く市民向けに、障がい者差別解消の取組を発信し、障がい者への理解を促進することが必要である。
目標1 方向(2) ①障がい者雇用に対する企業等の理解	「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正により、平成30年4月1日から、常用雇用労働者数が45.5人以上規模の企業では、2.2%以上の障がい者を雇用することになっている。令和元年6月1日現在、砺波公共職業安定所管内の民間企業の障がい者実雇用率は2.33%、達成企業割合は67.6%となっている。	今後、更に障がい者の雇用の維持及び促進を図るため、企業に障がいの特性について理解をしてもらう必要がある。ハローワークや商工団体と連携を図り、障がい者の雇用経験のない企業へ働きかけていく必要がある。今回のアンケート結果で、就労支援で必要なものとして、職場での障がい者理解との回答が多く、今後も障がい者

施策・事業	評 価	課 題
	雇用障害者数は年々増加しており、令和元年では288人となっている。	理解についての啓発が必要である。
目標1 方向(2) ②障がい者の就労 機会の拡大	一般企業への就労が困難な障がい者に就労の場を提供する就労継続支援(A型)を行う事業所が平成26年度では市内に2箇所だったが、令和2年度までには4箇所に増加しており、就労機会の拡大が図られている。	就労継続支援事業所の商品開発力の向上や共同受注等による工賃増額への支援が必要である。 また、バスなど公共交通機関の時間・本数、経路が限られるなかで、障がい者の通勤手段の確保が課題となっている。
目標1 方向(3) ①就学前における 支援体制の充実	障がいの早期発見、早期療育の推進は、関係課等との連携により実施している。 発達障がいと疑われる児が増加傾向にあることから、保健師、家庭児童相談員による保育所等への巡回指導、ことばと遊びの教室や相談会を実施し、障がい児の早期発見・早期療育の充実を図った。	砺波圏域内には、発達障がいの専門機関や医療機関が不足している。また、市内には医療と合わせて療育を実施する機関がないため、他市の施設を利用しており、送迎など保護者の負担が大きくなっている。 また、圏域内にある児童発達支援センター「わらび学園」に看護師等の専門職員を配置できるよう支援が必要である。
目標1 方向(3) ②学校教育・社会 教育の充実	小中学校の入学時には就学指導委員会を実施し、幼稚園、保育所、発達障がい者支援センター、小中学校、特別支援学校が連携し、障がい児一人ひとりに対応した教育が行えるような体制をとっている。(各障がいに対応した支援学級の開設など)	児童や生徒の障がいの状態や発達状態に応じた適切な教育を推進するため、教職員等の研修機会を拡充し、指導内容の向上を進める必要がある。
目標1 方向(3) ③文化・スポーツ・ レクリエーション 活動の充実	障がい者スポーツ大会や障がい者団体による作品展示が毎年開催されており、健康づくりや生きがいつくりの活動が行われている。 生活訓練等事業(地域生活支援事業)の一環として、書道教室やフラワーアレンジメント教室など文化活動を実施した。	スポーツ大会の参加者が固定化し高齢化しているため、新たに参加しやすい環境づくりや交流事業が必要である。 障がい者芸術・文化祭をはじめ、芸術・文化活動の発表の場の広報、参加機会の提供に努める必要がある。
目標2 方向(1) ①障がい者の理解 を深める啓発の 推進	障がい者への理解や認識を深めるため、民生委員児童委員等に対する研修の実施、市社協によるボランティアフェスティバル等のイベントを開催	今回のアンケートの結果、差別を経験したことがある人は5割を超えており、学校、職場、住んでいる地域で差別や嫌な思いをした人が多く、広く市民



施策・事業	評 価	課 題
	した。	や、学生・生徒に対して障がい者理解の働きかけが必要である。
目標2 方向(1) ②福祉教育の推進	地域生活支援事業により、市社協が、小学生を対象に、障がい理解を深める出前講座や「ユニバーサルスポーツ大会」、障がい者支援施設を会場に、障がい理解と施設見学を兼ねた「親子でクリスマスケーキづくり」講座を実施し、福祉教育の推進を図っている。	出前講座等の開催回数及び参加者の増加のため内容及び周知方法を検討する必要がある。 小・中学生の障がい者理解を深める取組を検討する必要がある。
目標2 方向(1) ③ライフステージに応じた相談支援体制づくり	社会福祉法人に相談支援事業を委託し、障がい者、保護者、介護者などからの相談に応じ、情報提供等の支援、虐待防止や権利擁護のために必要な援助を行っている。 令和元年5月に砺波圏域障害者基幹相談支援センターを砺波総合庁舎内に設置した。(再掲)	相談支援事業所には、障がい者家族の高齢化に伴い、24時間対応の相談体制の整備や、基幹相談支援センターでは相談支援の中核的な役割を担い、困難事例等への相談支援の充実を図る必要がある。 呉西地区成年後見センターで実施する市民後見人の養成、登録の支援や制度の周知を図る必要がある。
目標2 方向(2) ①地域での支えあい活動の推進	市社協では、地域内における福祉・ボランティア情報の共有化を図るため、地域福祉コーディネーターを設置している。 また、ケアネット型事業を推進し、地域の障がい者等が安心して地域で生活する仕組みを構築したが、地区によって活動に差がある。	ケアネット型事業など地域で支えあう事業について引き続きPRが必要である。 各地区にて福祉サポーターの役割の周知を行い活動につなげていく必要がある。
目標2 方向(2) ②ボランティア活動の支援	市社協にボランティアセンターを設置し、多くのボランティア活動により、移動支援サービス「ふれあい号(車イス等移送サービス)」の運転や、施設訪問、交流活動が実施されており、障がい者や高齢者にとってはなくてはならない存在となっている。	既存のボランティア団体への加入人数は減少傾向にあるため、活動に対して更なる普及啓発が必要である。 若い世代の加入者を増やすため、ボランティア養成講座の開催日時や内容等についての検討が必要である。 出前講座等、企業に対してのPRを強化する必要がある。
目標2 方向(3) ①障がいの予防・早期発見・早期療育の推進	身体障がいを持つ原因となりうる生活習慣病の早期発見・早期治療、また、発達障がいなどは早期の診断、療育の開始が重要となるため、健康センタ	定期検診を受けていないなど、接触が困難な家庭があることから、個々人の健康意識の高揚を図ることが重要である。

施策・事業	評 価	課 題
	<p>一等で実施している健康診査、がん検診、乳幼児健診、健康相談などで生活習慣の改善や発達障がい等の早期発見の取組を実施している。</p> <p>特定健康診査の受診率及び特定保健指導の終了率は県内上位である。</p>	<p>関係機関と連携し、支援が必要と思われる家庭の把握に努める必要がある。</p>
<p>目標2 方向(3) ②保健・医療体制の充実</p>	<p>保健医療体制の充実、障がい者が安心して生活を送る上でとても重要な課題である。今回のアンケートでは「いつでも安心して受けられる医療の充実」についての評価が前回より若干下がっており、市立砺波総合病院を核とした医療体制の充実が望まれる。</p>	<p>今後も関係機関が連携し、必要な時に必要な医療へつなぐ体制の充実が必要である。</p> <p>障がい者の高齢化が進み、在宅医療で大きな役割を果たす訪問看護の需要の増が見込まれるため、更なる人員確保等、体制の充実が必要である。</p> <p>潜在的な対象児の把握が必要である。</p>
<p>目標2 方向(3) ③こころの健康づくりの推進</p>	<p>社会福祉法人へ相談支援事業を委託し、障がい者、家族等の相談を受けている。</p> <p>となみ野家族会の行う家族相談会・ピアサポートなどの活動を自発的活動支援事業(地域生活支援事業)と位置づけ支援している。</p>	<p>精神障がいに対する正しい知識の普及啓発を行うとともに、精神障がい者のいる家族への相談支援充実を図ることも重要である。</p> <p>また、地域生活支援拠点等の整備を進め、24時間の相談支援やショートステイによる緊急時の受け入れ体制を構築する必要がある。</p>
<p>目標2 方向(3) ④在宅生活の支援</p>	<p>障がい者が自立した社会生活を送るための支援として、医療費、補装具、日常生活用具購入費の助成について、各種手帳発行時や医療機関などで制度の周知を図り、申請を促している。</p>	<p>在宅生活を送るうえで、障がいを持つ原因の一つとなりうる生活習慣病予防と重症化予防対策の推進が必要である。</p>
<p>目標2 方向(4) ①バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備</p>	<p>新しく設置される施設や道路については、富山県民福祉条例の施設整備マニュアルにより、バリアフリーへの取組が進められている。</p> <p>既存の建物、道路においても改修に併せてバリアフリーへの取組がされているが、まだバリアフリー化されていない施設等がある。</p>	<p>今回のアンケートにおいて、公共施設や道路など街のバリアフリー化について不満を感じている割合は減少しているが、既存の施設等の改修を含め、更に街のバリアフリー化などを進めていく必要がある。</p>

施策・事業	評 価	課 題
目標2 方向(4) ②移動・交通手段 の充実	障がい者が社会参加や日常生活を送る上で、移動交通手段の確保は大きな課題である。市では、福祉タクシー料金助成事業、市営バスの利用料金割引制度、ヘルパーによる移動支援事業を実施し、市社協では、「ふれあい号(車イス等移送サービス)」運行事業に取り組んでおり、障がい者の移動交通手段確保を進めている。	移動交通手段確保のための、移動支援事業については事業所やヘルパー数の確保、また「ふれあい号(車イス等移送サービス)」では運転手確保が難しくなっているなどサービス提供のための人材が不足しているため、人材の育成確保が必要である。 バスなど公共交通機関の時間・本数、経路が限られるなかで、障がい者の通勤手段の確保が課題となっている。
目標2 方向(4) ③障がい者が暮らしやすい住まいの充実	障がい者が住み慣れた地域で生活していくために、重度障がい者を対象に住宅のバリアフリー化などの住宅改修に対し補助を実施している。 また、知的・精神障がい者が地域で生活するためのグループホームの整備支援を実施している。	在宅重度身体障害者住宅改善補助事業の周知に努める必要がある。 入院している精神障がい者の地域生活への移行を推進していくうえで、地域で生活していくためのグループホーム整備の検討が必要である。
目標2 方向(5) ①防犯・防災意識の普及推進	防災について、今回のアンケートでは、家に一人でいる時に災害が起こった場合に、近所に助けてくれる人がいない若しくは分からないと答えた人が、7割を超えており、災害時に不安を感じている人が多い。	防犯について、様々な手口の特殊詐欺が増えていることから、警察の指導や情報提供を受けながら、注意喚起を行い防犯意識を高めていくことが必要である。 防災について、避難行動要支援者制度による個別支援計画の活用により、地域住民による障がい者支援を図ること、また障がいに関する知識の普及啓発が必要である。
目標2 方向(5) ②緊急時の情報提供、避難誘導体制の充実	平成27年度に避難行動要支援者情報を平時から地区関係者に情報提供できるようシステム化し、毎年度情報を更新している。 市防災訓練時に避難行動要支援者名簿を活用し、福祉避難所への避難誘導を実施した。	個人情報(障がい)が知られることを理由に登録を避ける方がいるため、引き続き民生委員児童委員や自主防災会の協力のもと登録申請のPRに努める必要がある。 今回のアンケートにおいて、災害時に一人で避難できない、あるいは避難できるかわからないと回答した人が6割を超えていることから個別支援計画の作成を進める必要がある。

## 7 課題の整理

当事者とその家族の意見、アンケート、第2次計画の評価と課題から第3次計画における課題を整理しました。

### 障がい福祉サービスと就労支援の充実

#### 総合的な自立支援体制の構築

ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ等は、障がい者の自宅での生活を支える上で、また、家族の負担を軽減するためにも欠かすことのできないサービスであり、本人の状態や環境の変化に応じて必要なサービスが提供できる体制の充実に取り組む必要があります。

障がい種別により他者とのコミュニケーションを取る際の支援方法に違いがあるため、それぞれに合わせた支援が必要です。

障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるような支援体制の整備が必要です。

障がいにより判断能力が不十分な方の権利擁護を推進し、障がい者差別の解消や虐待防止に努めていく必要があります。

#### 就労支援の推進

企業や福祉作業所に通うための交通手段が少ないため、通勤について必要な支援を行う必要があります。

障がい者が就業により地域で自立した生活を送るためには、障がい者の適性や能力に応じた多様な就労機会の確保、障がい者雇用に対する企業等の理解に取り組む必要があります。

#### 療育・教育体制の充実

障がい児に対しての早期療育の体制や、就学時の適切な教育環境の整備が必要です。

### 社会参加と相談支援の充実

#### 障がい者の理解と相談支援体制の充実

障がい者が住み慣れた地域で安心して生活していくために、地域住民等の障がい者への理解を深めていく必要があります。

障がい者やその家族が身近な地域で気軽に相談できる窓口と必要な情報を得られる体制の充実とともに、ライフステージや障がいの種別ごとに専門的な相談ができる体制の更なる充実が必要です。

障がい者の人権擁護のために虐待の防止や発生時の適切な対応のため、各種団体との連携と通報体制の強化を図る必要があります。

#### 助けあい・支えあいの地域福祉の推進

障がい者が地域で生活、また社会参加をしていくためには、地域福祉に携わる方々やボランティア等の支援が必要です。

#### 健康づくりの推進

障がいを持つ原因の一つとなりうる生活習慣病の予防が大切であり、その早期発見と重症化予防のための取組が必要です。

精神障がい者とその家族に対する相談支援体制の充実が必要です。

#### 生活環境の整備

障がい者が積極的に社会参加できるよう、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた人にやさしいまちづくりを推進するとともに、既存施設のバリアフリー化に引き続き取り組む必要があります。

障がい者の移動支援体制の充実が社会参加や就労機会の確保のためにも必要です。

#### 防犯・防災対策の充実

東日本大震災等の教訓から、自然災害時において避難行動要支援者とされる障がい者の避難経路の確保、誘導、介助の手助け等のためのネットワークの構築が必要です。

障がい者への防災知識と理解の普及を図り、防災体制の整備に努めていく必要があります。

# 第3章

## 基本構想

### 砺波市障がい者福祉計画

#### 1 基本理念

障がいの有無、年齢、性別などに関わらず子どもから高齢者まで全ての人が人として尊ばれ人権が守られるなかで、個々の能力に応じて自立した日常生活を送り、心身ともに健やかに安心して暮らしていける地域社会の実現が望まれています。

また、障がいのある人も地域の構成員として、自己決定と自己選択のもとに、地域のあらゆる活動に参加、参画するとともに、地域社会の一員として責任を分かちあい、支える役割も期待されています。

地域社会では、障害者虐待防止法や障害差別解消法に基づき、障がい者虐待を防止すること、障がいを理由とした差別をなくすことが求められ、このようなことも踏まえたうえで障がいの特性について正しい知識を得て、障がい理解を図っていくことが必要となります。

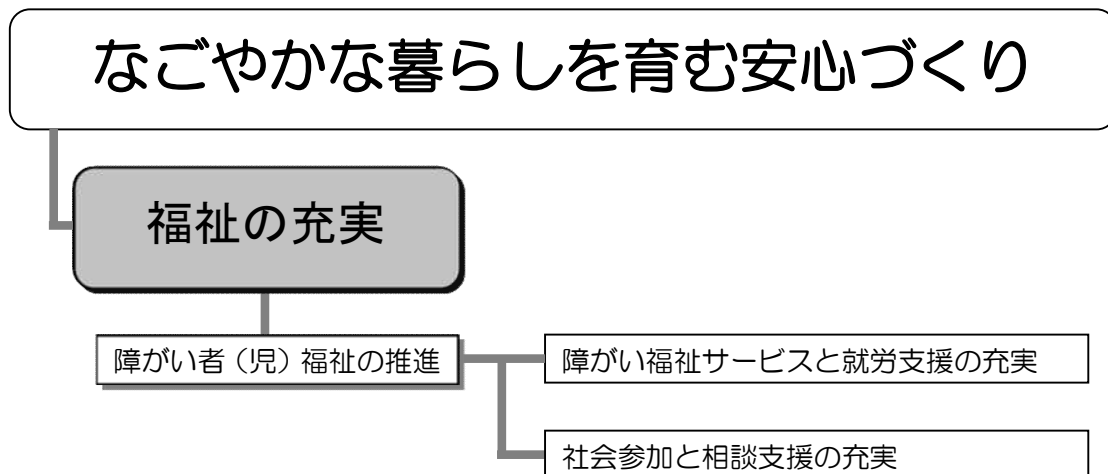
以上のことから本市では、下記の基本理念のもとに、障がいのある人も、ない人も互いに支えあい生まれ育った地域で自分らしく安心して暮らすことのできるまちの実現を目指します。

### 基本理念

障がいの有無に関わらず誰もが差別を受けることなく尊重され、地域の中で自立し共に支えあって  
生きる「共生社会」の実現

## 2 基本方針

地域で暮らす全ての人たちが、お互いの個性を認めながら、助けあい励ましあう、あたたかいまちづくりを実現するため、本計画は、第2次砺波市総合計画の基本方針である「なごやかな暮らしを育む安心づくり」に基づき、障がい福祉の推進を目指します。



## 3 基本的視点

本計画の諸施策を展開するにあたり、次の4点を共通の視点とします。

### (1) 障がい者の自己決定の尊重

障がい者やその家族等関係者の意見を尊重し、自らの決定に基づく日常生活や社会参加ができるよう支援します。

### (2) 障がいの特性に応じた支援

難病、発達障がい、高次脳機能障がい等の多様な障がいの特性を踏まえ、それぞれの障がい者等のニーズを的確に把握し、支援をします。

### (3) 障がいの理解を図り、障がい者の地域移行への支援

障がい者に対しての理解不足による、障がい者差別を解消し、施設や病院から地域での生活に移行できるよう支援します。

### (4) 総合的な切れ目のない支援の展開

障がい者一人ひとりのライフステージに応じた支援が行えるよう福祉、保健、医療、療育、教育、就労等の各分野が連携し、切れ目なく総合的に支援します。

## 4 基本目標

本計画は次の2つの基本目標を設定します。

### 目標1 障がい福祉サービスと就労支援の充実

- ① 障がい者が地域で安心して自立して生活できるよう障がい福祉サービスの充実を図ります。また、障がい者虐待の防止や、障がい者差別の解消を推進するための取組を行います。
- ② 障がい者の適性と能力に応じて、できる限り就労の場につき自立した生活が送れるよう支援します。
- ③ 障がい者一人ひとりが社会の一員として、主体性を発揮し、生きがいのある生活を送ることができるよう、障がいの状況に応じた適切な療育及び教育を充実します。

### 目標2 社会参加と相談支援の充実

- ① 障がい者が地域で自立した生活ができるよう、「心のバリアフリー」の普及に努め、ライフステージに応じた相談支援の充実を図ります。
- ② 障がいのある人、ない人がお互いを理解し、共に支えあいながら生きがいを持って暮らすことができる地域社会の構築を目指します。
- ③ 健康づくり活動を促進し、障がいの原因となる疾病の予防と早期発見、さらには、こころの健康づくりに取り組みます。また、新型コロナウイルス等感染症防止対策として、「3密の回避」など、「新しい生活様式」の周知徹底を図ります。
- ④ さまざまな活動への社会参加を促進するため、各種施設のバリアフリー化を進めるとともに、関係機関の協力を得ながら外出を支援する体制の整備を図ります。
- ⑤ 防犯・防災に対する正しい知識と理解の普及に努めるとともに、防災システムを有効活用し支援体制の整備を図ります。



■ 第3次計画施策体系図

目標	方向	施策・事業	
<b>目標1</b> 障がい福祉サービスと 就労支援の充実	(1) 総合的な自立支援体制の構築	① 自立を促す障がい福祉サービスの充実 <b>【重点取組】相談支援窓口の拡充</b> ② 日常生活を支える地域生活支援事業の充実 ③ 居住系サービスの充実 ④ 権利擁護の推進	
	(2) 就労支援の推進	① 障がい者雇用に対する企業等の理解 ② 障がい者の就労機会の拡大 <b>【重点取組】交通手段の確保</b>	
	(3) 療育・教育体制の充実	① 就学前における支援体制の充実 <b>【重点取組】児童発達支援センターへの支援</b> ② 学校教育・社会教育の充実 ③ 文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実	
	<b>目標2</b> 社会参加と相談支援の充実	(1) 障がい者の理解と相談支援体制の充実	① 障がい者の理解を深める啓発の推進 ② 福祉教育の推進 <b>【重点取組】小・中学生の障がい理解への取組</b> ③ ライフステージに応じた相談支援体制づくり <b>【重点取組】相談支援窓口の拡充(再掲)</b>
		(2) 助けあい・支えあいの地域福祉の推進	① 地域での支えあい活動の推進 ② ボランティア活動の支援
		(3) 健康づくりの推進	① 障がいの予防・早期発見・早期療育の推進 ② 保健・医療体制の充実 ③ こころの健康づくりの推進 <b>【重点取組】地域生活支援拠点への支援</b> ④ 在宅生活の支援
		(4) 生活環境の整備	① バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備 ② 移動・交通手段の充実 <b>【重点取組】交通手段の確保(再掲)</b> ③ 障がい者が暮らしやすい住まいの充実 <b>【重点取組】地域生活支援拠点への支援(再掲)</b>
		(5) 防犯・防災対策の充実	① 防犯・防災意識の普及推進 ② 緊急時の情報提供、避難誘導体制の充実 <b>【重点取組】個別支援計画作成の推進</b>

# 第4章

## 施策の方向

### 目標1 障がい福祉サービスと就労支援の充実

#### (1) 総合的な自立支援体制の構築

##### ①自立を促す障がい福祉サービスの充実【重点取組】

###### 現状と課題

障がい者の自立と社会参加を促進し、障がいのある人もない人も共に地域で生活するためには、さまざまなかたちでの日常生活上の支援が必要です。在宅での自立した生活を支えるホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等の在宅福祉サービスの確保と充実、障がい者やその介助者が住み慣れた地域で自立した生活を継続し、生活の質を高めていくうえで重要です。

###### 施策の方向

障害者総合支援法では、個々の障がい者の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる支援の度合いや社会活動、介護者、居住等の状況を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障がい福祉サービス」があります。介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられています。

障がい者が日常生活において、必要な人が必要なサービスを利用できるように個々のニーズに応じたサービス基盤の整備を図るとともに、障がいの状況に応じて、保健・医療・福祉の連携のもと、質の高い効果的なサービスが提供される支援体制の充実及び相談支援窓口の拡充に取り組みます。

##### ②日常生活を支える地域生活支援事業の充実

###### 現状と課題

障がい者が地域で自立して生活していくためには、多様な情報に直接的に接し、必要な

情報を主体的に選択するとともに自ら情報発信を行うことができるよう、コミュニケーション手段への配慮や身近なところで気軽に相談できる体制の整備が必要です。

### 施策の方向

障害者総合支援法に基づき、地域で生活する障がい者が、その有する能力や適性に応じ自立した社会生活を営むことができるよう、障がい者個々の状況に応じて柔軟に対応できる「地域生活支援事業」を実施します。また、コミュニケーション手段への配慮など障がい者のニーズを踏まえ、効率的かつ効果的な取組を行います。



	実績			見込	
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和5年度	令和8年度
意志疎通支援事業 (手話通訳者等派遣)	16件	29件	8件	24件	24件

	実績			見込	
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和5年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	16人	25人	23人	24人	24人

## ③居住系サービスの充実

### 現状と課題

障がい者が可能な限り地域で自立して生活を営めるよう支援を行っていくことが重要ですが、重度の障がいを抱え施設入所が必要な障がい者には、安心して生活ができる環境を整えていく必要があります。

### 施策の方向

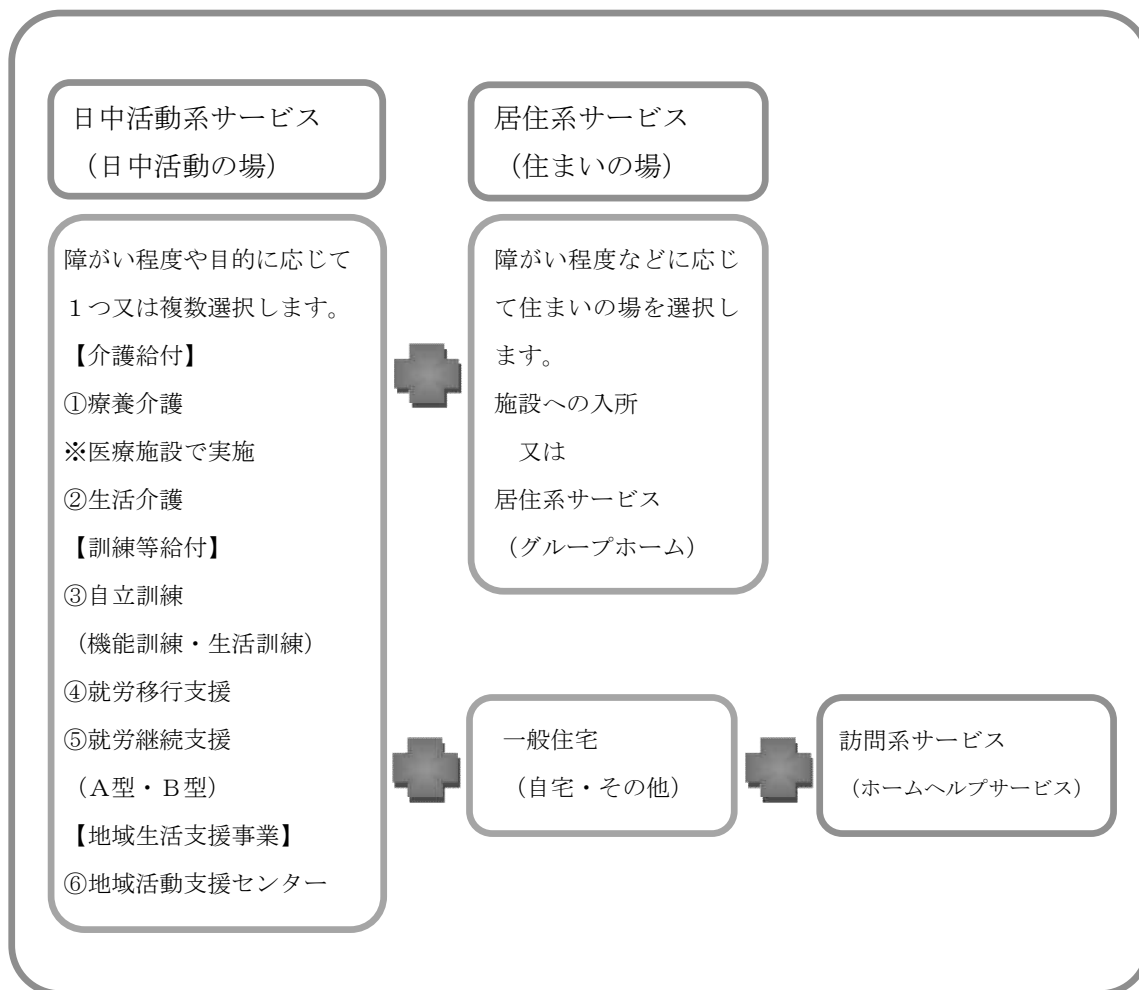
障がい者の意向を尊重しつつ、施設入所や入院から地域生活への円滑な移行を促進していくため、地域生活支援拠点等の整備を進め、地域生活の体験の場の確保や医療機関と支援体制の充実を支援します。

入所系の施設については、施設入所支援を受ける必要のある利用者の利用見込量に応じた入所定員の確保に努めます。

障がい福祉サービスを利用する際には、利用者一人ひとりのサービス等利用計画を作成し、利用目的に応じたサービスを提供します。

入所系施設へ新型コロナウイルス等の感染防止の周知を図ります。

■施設・事業体系図



④権利擁護の推進

現状と課題

判断能力が不十分なために、財産の管理や日常生活で生じる契約などの法律行為を自分で行うことが困難な障がい者の権利を守るため、成年後見制度と市社協が実施している日常生活自立支援事業があります。

障がい者が地域で安心して自立した生活を送るためにも、より一層の権利擁護を推進していく必要があります。

施策の方向

④-1 人権意識の普及・啓発

障がい者を含む全ての住民の尊厳が守られる社会を目指して、人権意識の普及・啓発に努めます。また、「障害者差別解消法」に基づき、障がい者を理由とする差別の解消の推進を図るとともに啓発活動に努めます。

#### ④-2 日常生活自立支援事業等の周知と推進

判断能力に不安のある知的障がい者や精神障がい者に対して、市社協が行う「日常生活自立支援事業」により各種障がい福祉サービスが適切に利用できるよう支援するとともに、「成年後見制度」についても積極的に啓発し、成年後見制度の利用を「呉西地区成年後見センター」と連携して促進します。

また、成年後見制度の利用にかかる費用を負担できない低所得者に対しては、費用の助成を行います。

	実績			見込	
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和5年度	令和8年度
日常生活自立支援事業 (年度末利用者数)	25人	26人	27人	31人	34人

#### ④-3 虐待防止への取組

「砺波市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク運営委員会」において、障がい者の虐待防止、虐待を受けた障がい者や養護者に対する適切な支援について、関係機関と連携して虐待の実態把握や虐待防止のための啓発活動に努めます。



## (2) 就労支援の推進

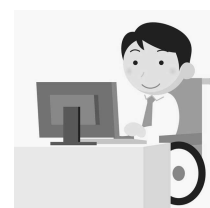
### ①障がい者雇用に対する企業等の理解

#### 現状と課題

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、経済的基盤の確保が不可欠であり、就労の機会を確保することが重要な課題となっています。障がいがあっても働くことを希望している人のだれもが、その人の適性と能力に応じた就業機会を得られるようにしなければなりません。

障がい者の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき雇用率制度が設けられており、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の法定雇用率<sup>\*5</sup>は、従業員数45.5人以上の一般の民間企業は、障がい者雇用率2.2%以上の障がい者を雇用することとなっています。

現在、砺波公共職業安定所管内では、民間企業における障がい者実雇用率は2.33%また、雇用障害者数は288人（R1.6.1現在）となっており、年々増加傾向にあります。雇用率達成企業の割合は67.6%となっています。



障がい者の企業への就労を促進するためには、何よりも事業主や従業員に障がいや障がい者に対する理解を深めてもらう必要があります。

\*5 法定雇用率は令和3年3月から43.5人以上の一般企業を対象に2.3%に引き上げられます。

### 施策の方向

#### ①-1 障がい者雇用に関する相談

企業に対しては、ハローワーク砺波や富山障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター「きらり」、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所などと連携し、障がい者の雇用にあたって相談体制の充実を図ります。

#### ①-2 障がい者雇用に関する啓発

障がい者雇用に対する正しい理解を深めるため、砺波・小矢部地区障害者雇用連絡会議による雇用、福祉、教育との連携により、障がい者雇用の促進と就労の安定的確保等に関する普及・啓発活動を推進します。

#### ①-3 事業主への障がい者雇用に対する理解の促進

事業主に対して、障がい者の法定雇用率の達成や雇用の促進のため、各種支援制度の周知を図り、障がい者雇用に対する理解と協力を求めます。

また、ハローワーク砺波や砺波商工会議所、庄川町商工会等とも連携するため、砺波地域障害者自立支援協議会の就労支援部会が中心となり、障がい者の特性について理解を深める活動を実施します。

#### ①-4 現行の施策の周知・充実

<p>障害者雇用奨励金</p>	<p>市内の事業所において障がい者を雇用する事業主が国の助成金を受給し、その後も継続して雇用されると見込まれる場合に奨励金を助成します。助成額：6万円/人</p>
-----------------	---

## ②障がい者の就労機会の拡大【重点取組】

### 現状と課題

市内には一般企業への就労が困難な障がい者に就労の場を提供するため、福祉的就労の場である就労継続支援B型事業所の「福祉作業所油田」、「福祉作業所庄川」、「ワークハウスとなみ野」が、また雇用契約に基づく就労の場として就労継続支援A型事業所の「ジュピター」、「新の葉」、「ワンダーランド砺波」、「オアシス砺波」があります。また、一般企業等への就労を希望する人には、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のため就労移行支援の事業所として、「ワークハウスとなみ野」があります。

これらの施設は、企業での雇用が困難な障がい者の就労の場や就労に向けて必要な訓練をする場として機能するとともに、日常的な相談支援や仲間づくりの支援、社会経験の場づくりなど、様々な機能を果たしています。

今後、就労継続支援事業所では、商品開発力の向上や共同受注等による工賃増額への支援、就労移行支援事業所では、企業への一般就労に向けて必要な知識及び能力の向上や日常生活面への支援も含めた一体的な支援が必要です。また、障がい者の福祉作業所や企業への通所等の手段がないという課題もあり、支援等の取組が必要です。

## 施策の方向

### ②-1 障がい者の職業相談や就労移行支援等作業所の活用

障害者就業・生活支援センター「きらり」、相談支援事業者、特別支援学校などの関係機関との情報交換や連携を密にし、障がい者の就労相談や就労移行支援事業所、就労継続支援事業所など、福祉作業所の活用を推進して障がい者の就労に対して支援します。

### ②-2 福祉作業所製品等の販売支援

チューリップフェア等のイベント会場、道の駅、チューリップ四季彩館、庄川ウッドプラザなどにおいて、福祉作業所などが作業訓練の一環として製作した製品の展示や販売コーナーを設置し、市民に広くPRして販路拡大を図るとともに、共同受注の検討など収益が増加するための支援に努めます。

### ②-3 福祉作業所の工賃向上

就労継続支援事業所等で働く障がい者の就労意欲を高めるため、農業分野等の新たな就労の場の開拓や施設内就労から施設外就労への移行の促進等により、工賃の向上を図ります。

### ②-4 福祉作業所等通所費用への助成

障がい者が就労等の訓練のため、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所など福祉作業所に通う場合、その通所に要する経費の一部を助成します。

### ②-5 交通手段の確保【重点取組】

障がい者の福祉作業所や企業への交通手段の確保について、当事者、事業主、市社協などの関係機関と連携し確保に努めます。

### ②-6 障害者就労施設から物品等の調達

障害者優先調達推進法に基づき、市では毎年度砺波市障害者就労施設等からの物品等の調達方針を定めており、市内の障害者就労施設等への発注機会の増加に努めます。

### (3) 療育・教育体制の充実

#### ①就学前における支援体制の充実【重点取組】

##### 現状と課題

障がい児に対する早期の段階での適切な療育・保育支援は、幼児期以降の健やかな発達を促し、障がいの軽減を図るために重要です。

市では、障がい児を可能な限り地域の保育所・認定こども園・幼稚園で受入れて、集団保育を行うとともに、児童発達支援センターにおいて早期に療育支援を始めることで心身の発達を促し社会生活に必要な基礎的能力を養成することに努めています。

また、家庭児童相談員と保健師が保育所・認定こども園・幼稚園に訪問し、障がい児の状況を確認し保護者へアドバイスをする等の支援も行っています。

今後とも、障がいの有無にかかわらず幼児が共に遊び、学ぶ機会を拡充して豊かな人格形成を目指した療育や保育の推進に取り組むとともに、関係機関と連携し、早期から療育・保育相談などの指導を受けることができるよう、切れ目のない支援体制の充実を図る必要があります。

##### 施策の方向

##### ①-1 障がいの早期発見、早期療養の推進

障がいの早期発見、早期療養を推進するため、健康センター、医療機関、厚生センター、児童発達支援センター、児童相談所、こども課、保育所、認定こども園、幼稚園、子育て支援センター、障がい児施設、相談支援事業者など関係機関の連携を強化し、乳幼児期からの各種健康診査、訪問指導、育児相談等により、障がいの早期発見と障がい児やその保護者に対する早期からの継続的な療育支援体制や相談支援体制の充実に努めます。

##### ①-2 障がい児保育の拡充

障がい児を保育するため、関係機関との連携を深め、可能な限り地域の保育所・認定こども園・幼稚園で受け入れる施設運営に努めます。

また、早期療育については、児童発達支援センターの役割が大きくなってきていることから、更に連携を図ります。

##### ①-3 児童発達支援センターの充実【重点取組】

砺波福祉圏域にある児童発達支援センター「わらび学園」に看護師等の専門職員を配置できるよう支援します。



### ①-4 小学校との連携

保健と保育、学校教育の切れ目ない支援を確保するため、健康センター、保育所・認定こども園・幼稚園、小学校との連携に努めます。

## ②学校教育・社会教育の充実

### 現状と課題

障がい児の自立と社会参加を目指して、障がい特性に応じたきめ細やかな教育の充実を図ることが大切です。市では、小・中学校の児童・生徒に対しては、障がいの状態や発達状態、適性や特性に応じて適切な教育が受けられるよう特別支援学級を開設するなど特別支援教育の推進に努めています。

なお、市内には、知的障害児施設の県立砺波学園やとなみ東支援学校があります。特別支援学校の入校については、児童・生徒にとって適正な就学となるよう保護者や本人との相談を踏まえ理解のもとに進めています。

また、障がいのある児童・生徒が、社会生活において主体的に判断し行動できるよう、社会教育においても継続的な支援を行うことが必要です。例えば、公民館活動や講演会等に際しては、障がい者も気軽に参加できる雰囲気、環境づくりに努めることが大切です。そのためには、障がいについて理解を広める場を提供することが必要となります。

### 施策の方向

#### ②-1 就学相談や教育相談体制の充実

障がい児の適正な教育を推進するため、教職員の研究・研修機会を拡充し、指導内容の向上と就学相談や教育相談の体制を充実します。

#### ②-2 保健、保育、学校教育の連携

保健と保育、学校教育の一貫した養育を確保するため、小・中学校入学時には就学指導委員会を開催し、健康センター、こども課、保育所・認定こども園・幼稚園、小・中学校の連携とともに、発達障害者支援センターや特別支援学校との連携に努めます。また、随時情報交換のできる体制を継続します。

#### ②-3 特別支援学級への対応

特別支援学級に在籍する障がい児の一人ひとりの障がいに対応した教育の充実に努めるとともに、環境整備を図ります。

#### ②-4 教育ニーズへの対応

発達障がいを持つ児童・生徒の教育ニーズに応えるため、保健師、保育士、教諭、専門医などが連携し、関係者全体で特別支援教育に取り組む体制の充実を図ります。

また、家庭児童相談員、スタディメイトやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置の充実を図ります。

#### ②-5 点字や手話等の普及

視覚・聴覚障がい者のコミュニケーションの手段である点字や手話等の普及を図り、障がいについて理解を深める機会を提供します。

#### ②-6 バリアフリー化への助成

地区集会施設等におけるスロープ設置等のバリアフリー化に対して助成します。

### ③文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実

#### 現状と課題

障がい者がスポーツや芸術・文化活動など様々な社会活動に参加することは、人生を豊かでうるおいのあるものとし、日々の生活の中に喜びや生きがいを見い出すなど、生活の質を高めることにつながります。

市では、身体障害者協会と手をつなぐ育成会が共同で開催する障がい者スポーツ大会などを支援し、日頃の運動不足の解消と会員相互の親睦と融和を深めています。また、身体障がい者や知的障がい者の全国スポーツ大会などに市を代表して出場する選手の激励会などを開催しています。

今後、競技スポーツの推進を図るとともに、障がい者が日常的に体力づくりができる機会の普及と充実を図り、地域住民と一緒に文化・スポーツ活動を推進していくことが必要です。そのため、障がい者の社会参加はもとより、多くの障がい者や地域住民が共に参加できるよう、健康づくりや生きがいづくりなど活動事業の内容を工夫していく必要があります。



#### 施策の方向

##### ③-1 障がい者のスポーツ活動、レクリエーション活動の充実

障がいのある人もない人も一緒に楽しめる新しいスポーツやレクリエーションの開発・普及を進め、生涯スポーツの推進に努めます。

障がい者のスポーツへの参加を促すため、各種スポーツ教室などを開催するとともに情報の提供に努めます。

##### ③-2 障がい者のためのスポーツ指導者の育成と確保

障がい者が身近な地域でスポーツに取り組めるように、適切な指導・助言ができる専門的知識を備えた指導者やボランティアの確保を図るとともに、その育成に努めます。

### ③-3 各種講座への支援と参加促進

障がい者団体と連携し、障がい者団体が開催する各種講座や研修会を支援し、芸術・文化活動を含めた社会参加の促進を図ります。

## 目標2 社会参加と相談支援の充実

### (1) 障がい者の理解と相談支援体制の充実

#### ①障がい者の理解を深める啓発の推進

##### 現状と課題

障がい者がその人らしく地域で安心して自立した生活を送るためには、障がいのあ  
る人もない人もお互いを尊重し、差別のない地域社会を実現することが重要です。

障がいがあるということだけで、様々な機会や場所で不平等な扱い、不合理な差別・偏見を受けることがないように、全ての地域住民に障がいに対する理解を広める  
ことが必要です。

そのためには、市広報や市ホームページ等を通じた啓発・広報活動を一層充実して  
いくことが必要です。

また、障がい者は地域行事等への参加を推進する一方、障がい者団体が行っている  
イベント等に地域住民の参加を得て交流の機会を増やし、その活動をSNSなどによ  
り情報発信し、障がいについての理解を広めていく必要があります。

##### 施策の方向

#### ①-1 啓発・広報活動の充実

市広報や市ホームページなどを通して、障がいに対する正しい理解が深められるよ  
う啓発を行います。

身体障がい、知的障がい、精神障がいのそれぞれの障がいの特性について、市民の  
理解を深めるため、関係機関・団体と連携した講演会や講座等を充実します。

また、そのような催しについて、砺波商工会議所や庄川町商工会の協力のもと、一  
般個人事業所に周知し、参加を呼びかけていきます。

#### ①-2 地域の各種団体に対する研修

地域福祉活動の中心となる推進役である民生委員児童委員をはじめ、地域の各種団  
体が障がいに対する正しい理解や認識を更に深めるため、障がい者福祉に関する研  
修を実施します。

### ①-3 障がい者の活動の紹介

文化会館や美術館、福祉センターなどにおける障がい者の作品展の開催や、チューリップフェア等のイベント会場や道の駅、チューリップ四季彩館、庄川ウッドプラザなどにおける障がい者の作品の展示販売のほか、SNSなどのITを活用し、障がい者の活動を広く紹介するよう努めます。

### ①-4 各種交流事業の充実

障がい者への理解を深めるため、砺波市ボランティアフェスティバルなど、市社協やボランティア団体などが行う啓発事業やイベントは、障がい者が参加しやすい内容となるよう企画の充実を図ります。

## ②福祉教育の推進【重点取組】

### 現状と課題

障がい者への思いやりの心を育てるためには、早い時期から障がい者と接し、理解を広めることが必要です。

市内の小・中学生では、特別活動や総合的な学習の時間を活用し、福祉施設への訪問交流や空き缶を回収した収益金で車椅子を購入し施設へ寄贈するなどの活動を行っています。

また、市社協では「福祉施設体験学習（中・高校生のボランティアスクール）」を開催したり、車椅子体験や手話・点字学習、総合的な学習の時間に出前講座で出向いたりなど、あらゆる機会を捉えて市内の小・中学生に実体験を交えた福祉教育を実践しています。

今後も、幼少期から自然な形で障がい者との交流や、ふれあいにより、子どもたちに福祉のこころを育めるよう、家庭、地域、学校が共に連携して、子どもたちが学ぶ機会や体験をする場の充実を図る必要があります。



### 施策の方向

#### ②-1 小・中学生の障がい理解への取組【重点取組】

小・中学校における福祉教育を推進するため、障がいの疑似体験等の出前講座、障がい理解講座を市内全ての小・中学校で実施を目指します。

	実績			見込	
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和5年度	令和8年度
小・中学校出前講座	2回	1回	3回	5回	8回

## ②-2 福祉のこころの醸成

福祉施設への訪問や施設行事に参加することにより、障がい者（児）との交流やふれあいを促進し福祉のこころの醸成を図ります。

## ③ ライフステージに応じた相談支援体制づくり【重点取組】

### 現状と課題

障がい者が地域で自立し生活していくためには、障がい者が身近なところで、いつでも気軽に相談できる体制が求められており、必要な情報が必要な人に届くよう整備することが重要です。また、専門的な相談員などの配置を進め、相談する人の立場に立った相談や情報の提供が必要であり、その際には個人情報の保護についても配慮することが大切です。

### 施策の方向

#### ③-1 身近な相談支援体制の構築（相談支援窓口の拡充）【重点取組】

障がい者が身近なところで、いつでも気軽に相談できる体制の整備を進め、必要な情報が必要な人に届くように、市の相談窓口には保健師や社会福祉士を配置し相談体制の充実を図ります。

新型コロナウイルス等の感染が発生した際には、電話やインターネットを利用したオンラインによる相談支援を推進します。

また、砺波圏域3市（砺波市、小矢部市、南砺市）の相談支援事業者、障がい福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関等で構成する砺波地域障害者自立支援協議会では、関係機関が相互に連携して情報を共有し、地域に応じた体制の整備に努めます。

さらに、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを中心に相談支援体制の充実・強化を図ります。

指定一般相談支援事業者や指定特定・障害児相談支援事業者\*6が、障がい者（児）やその家族が障がい福祉サービス、就労支援、生活支援などライフステージに応じた相談を気軽にできるよう体制を整えます。

\*6 市内の相談支援事業者

指定一般相談支援事業者	指定特定相談・障害児相談支援事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者サポートセンターきらり</li> <li>地域活動支援センターとなみ野</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者サポートセンターきらり</li> <li>地域活動支援センターとなみ野</li> <li>聚楽サンガ</li> </ul>

・砺波圏域内の指定一般相談支援事業者、指定特定相談・障害児相談支援事業者の一覧は133ページにあります。

### ③-2 障害者相談員体制の充実

地域での身近な相談相手となる身体障害者相談員、知的障害者相談員について、それぞれの障がいの特性に応じた相談員を配置して養成・研修を行うなど相談支援の充実に努めます。

また、各種団体との連携を図るとともに、身近な地域で支援の必要な障がい者等に対し、障害者相談員制度について広報・啓発活動を行い制度の充実に努めます。

### ③-3 ケアマネジメント体制の充実

相談支援専門員など障がい者ケアマネジメント従事者等の人材の養成・確保に努めます。

保健、医療、福祉、教育、就労など幅広い障がい者ニーズと、様々な地域の社会資源を結びつけて調整を行うケアマネジメント体制の充実及び機能の向上を図ります。

### ③-4 福祉に関する広報・啓発の充実

「広報となみ」や「障がい者のハンドブック」などのパンフレットは、見やすく、わかりやすい表現に努め、広報・啓発活動の充実に努めます。

ホームページでの情報提供や電子メールによる各種相談に応じるなど、迅速に事業内容をわかりやすく掲載し、随時更新していきます。

### ③-5 障がい者に対する虐待防止

障がい者の人権擁護・虐待防止のため、障がい者虐待防止支援窓口を設置しており、障がい者への虐待の防止や発生時の迅速かつ適切な対応とともに、再発の防止に向け、継続して民生委員児童委員や関係機関・団体等と連携を密にし、通報体制等の強化を図ります。

## (2) 助けあい・支えあいの地域福祉の推進

### ①地域での支えあい活動の推進

#### 現状と課題

住み慣れた地域や家庭において、障がいの有無や年齢に関係なく、全ての市民が手をたずさえ、助けあい、その人らしく安心して自立した生活を送れるよう令和3年度から施行する「第3次砺波市地域福祉計画」に基づき、各種活動の推進を図っていく必要があります。

## 施策の方向

### ①-1 地域のつながりの推進

地域福祉の推進役である市社協が策定する「第4次砺波市地域福祉活動計画」を推進するとともに、地域福祉への理解を深めるため、広報等を活用するなど広く市民に事業内容等の周知を図ります。

また、地区福祉推進協議会の組織強化と地域内における福祉・ボランティア情報の共有化を図るため設置した地域福祉コーディネーターや市社協と連携して、地域福祉の推進を図ります。

### ①-2 ふれあいのある地域づくり

地域住民の理解と協力を求め、自治振興会をはじめ、身体障害者相談員や知的障害者相談員、民生委員児童委員やボランティアグループなど地域に根ざした各種団体や組織と連携して、地域の障がい者等に対する「安否確認等の声かけ」や、住み慣れた地域での助けあい・支えあい活動である要援護者の見守りネットワーク「地域総合福祉推進事業（ケアネット型）」を推進し活動を強化します。

### ①-3 イベントや地域行事への参加促進

地域でのイベントや祭り、運動会などの行事に障がい者が参加し、障がいのある人とない人とがふれあう機会づくりを支援して、障がい者の参加拡大を図ります。



## ② ボランティア活動の支援

### 現状と課題

障がい者が住み慣れた地域で生活していくためには、行政だけでなく地元企業や地域の人々とのふれあいやボランティア活動による支援が大切です。

市では、市社協が実施している移動支援サービス「ふれあい号（車イス等移送サービス）」の運転や障がい者施設の訪問・交流活動など、障がい者の生活を支えるボランティアグループの活動を支援しています。市社協にあるボランティアセンターにはボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアの登録や協力団体を募っているほか、ボランティア活動の普及啓発を行っています。コーディネーターは、ボランティア活動を行う人とボランティアを必要としている障がい者とを結びつけたり、身近な場所でボランティア活動を行ってみたい市民のために参加の機会を増やしたりするなど、情報提供や情報交換を円滑に進めていく必要があります。

ボランティア参加者が高齢化、固定化しており若い世代や男性、企業の参加を推進する必要があります。

## 施策の方向

### ②-1 ボランティアなど地域福祉の担い手の充実

市社協ボランティアセンターや、ボランティア活動の情報を「広報となみ」、市社協の「ホームページ」等で紹介するなど、ボランティア活動を広く市民に周知し、活動への参加を促進するため啓発を図ります。

また、気軽にボランティア活動に参加するきっかけとして、ボランティアポイント制度の推進を図ります。

ボランティア登録者とボランティアを必要とする人を結び付けるコーディネート機能の充実を図ります。

### ②-2 地域福祉活動への参加機会の充実

市社協ボランティアセンターでは、市民がボランティア活動に気軽に参加できるよう、ボランティアフェスティバルなどの機会を活用してボランティア活動の普及・啓発を推進します。

### ②-3 研修会・講習会の充実

障がい者に対する基本的知識と理解を深めるとともに、手話などの技術を習得することを目的としたボランティア養成講習会などの充実を図ります。

## (3) 健康づくりの推進

### ①障がいの予防・早期発見・早期療育の推進

#### 現状と課題

身体障がいについては「疾病・疾患」が原因となっていることが多く、日頃からの生活習慣病をはじめとした疾病予防が重要となっています。

知的障がいや発達障がいについては、乳幼児期から健康診査等による早期発見から医療機関へつなげ、早期に治療や療育に結び付けていくことが重要です。

市では、妊娠期から乳幼児期にかけて、障がいの発生予防や早期発見のため、妊婦健康診査、乳幼児健康診査、発達・運動・言語相談会等を実施しています。今後も医療機関とより一層の連携を図りながら、障がいの発生予防、早期発見に向けた取組を充実していく必要があります。

壮年期には、人間ドックや一日ミニドック事業、健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業を実施していますが、今後とも一貫した疾病予防及び健康管理の推進が必要です。なかでも、障がいを発生させるおそれのある生活習慣病（糖尿病、高血圧が原因の脳血管疾患や心疾患、慢性閉塞性肺疾患等）は、予防が大切であり「砺波市健



康プラン21（第2次）」に基づき、すべての市民が「自分の健康は自分で守る」という意識を持って、それを実践する環境づくりを推進し、疾病の早期発見と重症化予防に努め、障がいの発生防止を図る必要があります。

## 施策の方向

### ①-1 母子保健対策の推進

妊婦や乳幼児の健康診査など、受診体制の整備と受診率の向上を図ります。

健康診査、訪問指導、育児相談等母子保健事業を充実し、心身の発達の遅れや発達障がいと疑われる乳幼児に対して、医療機関、厚生センター、児童相談所、こども課、保育所、認定こども園、幼稚園、児童発達支援センター等と一層の連携を図り、早期発見、早期療育により障がいによる生活のしづらさを軽減するなど、保護者への早期支援・早期受診の啓発に努めます。

### ①-2 生活習慣の改善

生活習慣病の予防についての意識啓発を図り、健康教育を推進します。また、生活習慣を改善して健康を増進し、発症予防とともに重症化予防に重点をおいた対策を実施します。

### ①-3 訪問指導の実施

出産や育児に不安を抱える妊産婦や乳幼児の親等に対して、保健師等が訪問指導を実施します。

障がい者を持つ家庭に保健師等が訪問し、保健指導を行うことにより、健康の保持・増進を図ります。

## ②保健・医療体制の充実

### 現状と課題

市立砺波総合病院では、退院後の療養治療から在宅生活への移行の促進を図るなど、障がい者に対する医療サービスやリハビリテーションが充実してきています。これらは、単に病気の治療や運動機能の回復にとどまらず、障がい者の自立や社会参加の促進のためにも大切なことです。

内部障がい者など定期的に医療機関への通院が必要な方や脳血管疾患等による障がい者にとっては、良質で適切な医療サービスやリハビリテーションが身近な地域で受けられるような体制の整備、施策の推進が必要です。

さらに障がいの重複化や障がい者の高齢化が進むなかで、障がい者が安心して暮らせるよう医療機関、健康センター、厚生センター等関係機関の連携を図り、障がいに応じたきめ細やかな医療サービスを受けられる保健・医療体制の充実を図る必要があります。

## 施策の方向

### ②-1 訪問看護の充実

在宅の障がい者に対する訪問指導・訪問看護の拡充を図り、在宅での療養支援として訪問看護ステーションの利用促進を行います。

保健・医療・福祉に携わる専門職の多職種連携を図り、病院から在宅生活への支援体制を整備します。

### ②-2 地域リハビリテーションの推進

障がい者が住み慣れた地域で個々のニーズに応じた適切なリハビリテーションを受けることのできる「地域リハビリテーション広域支援センター（市立砺波総合病院）」の支援体制を強化し、脳血管疾患等による障がい者への機能訓練の充実を図ります。

## ③こころの健康づくりの推進【重点取組】

### 現状と課題

社会の仕組みが複雑になるにつれ、暮らしや心にも影響を与え、慢性的な緊張やストレス等によりこころの健康を害する人が増える傾向にあり、こころの健康づくりが重要となっています。

当市では、社会福祉法人たびだちの会が、就労継続支援B型・就労移行支援事業所「ワークハウスとなみ野」や日中活動の場を提供する「地域活動支援センターとなみ野」、グループホーム「ゆうゆう荘」、「たびだち荘」を運営し、また、医療法人社団緑心会が宿泊型自立訓練施設「あすみる」を運営するなど、市立砺波総合病院などの医療機関等の関係機関と連携を図りながら、精神障がい者の社会復帰のための様々な活動を展開しています。

今後も積極的な支援と協力を推進していくためには、地域住民の理解と協力が不可欠であり、精神障がい者に対する偏見や誤解を解消していくため、正しい知識の普及を図っていく必要があります。

また、精神科専門病院等から地域生活への移行が可能であるにもかかわらず、やむを得ず入院せざるを得ない「社会的入院」患者について、地域の理解を得て社会生活が営むことができるよう地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）サービスに取り組む必要があります。

一方、在宅で生活している精神障がい者の家族の負担が増えてきており、負担軽減のため、障がい者の短期入所事業（ショートステイ）などによる支援体制の継続を図っていく必要があります。

## 施策の方向

### ③-1 精神障がい者の相談支援体制の充実

医療機関、健康センター、厚生センター及び心の健康センターと連携して、精神保健福祉に関する普及啓発・相談支援の充実を図ります。

砺波地域障害者自立支援協議会や市広報等を通じてこころの健康づくりや精神障がいに関する正しい知識の普及啓発に努めます。

緊急的な精神医療相談等に対応するため、24時間体制の「精神科救急情報センター」の周知に努めます。

うつ病対策を中心とした自殺予防対策の相談及び啓発を推進します。

### ③-2 地域生活への移行

精神障がい者が住み慣れた地域で自立して生活できるよう、日常生活や福祉制度などに関する相談機関として「地域活動支援センターとなみ野」への事業委託の継続や地域における居住の場としてのグループホームの整備を支援します。

### ③-3 精神障がい者の家族への支援（地域生活支援拠点への支援）【重点取組】

短期入所事業（ショートステイ）等の体制整備の支援により、精神障がい者の家族の負担軽減に努めます。また、家族会による精神障がい者家族の交流や相談のための事業を推進します。

地域生活支援拠点等による24時間の相談支援や、ショートステイによる緊急時の受け入れ体制の構築を支援します。

## ④在宅生活の支援

### 現状と課題

障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むために、必要な医療に対する支援である自立支援医療制度や重度障害者医療費制度の周知を図るとともに、補装具費の支給などを行い、自立した在宅生活を支援する必要があります。

## 施策の方向

### ④-1 自立支援医療費の給付

#### (1) 更生医療の給付

18歳以上の身体障がい者の障がいの除去や軽減のために必要な医療を給付します。

(2) 育成医療の給付

18歳未満で身体に障がいのある児童、またはその疾患により将来、障がいにいたると認められる児童に対して、必要な医療を給付します。

(3) 精神通院医療の給付

精神疾患を有し、継続的に通院による精神医療が必要な方に給付します。

④-2 重度障がい者医療費助成の実施

重度心身障がい者等の医療費の自己負担分の全額または一部について助成します。

④-3 補装具費の支給

障がい者（児）の身体機能を補完又は代替して、長時間にわたり継続して使用する義肢、装具、車いす等補装具の購入費と修理費とを支給します。

④-4 新しい生活様式の周知・徹底

新型コロナウイルス等感染症防止対策として、「3密の回避」など、「新しい生活様式」の周知・徹底を図ります。

## (4) 生活環境の整備

### ①バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備

#### 現状と課題

平成26年1月に批准した障害者権利条約第9条では、建物や公共の乗り物、情報や通信などが障がい者にとって使いやすくなるよう措置をとると定められています。

障がい者が地域で安心して生活していく上でのバリア（障壁、障がい）を取り除くだけでなく、障がいのある人もない人も暮らしやすいユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりを進めていくことが重要です。

市では、これまで公共建築物のバリアフリー化に努め、障がい者用トイレ、手すり、スロープの設置など改善を行ってきましたが、まだ未整備の施設については、逐次改善を行っていく必要があります。

不特定多数の人が利用する公共性の高い民間施設等に対しては、富山県民福祉条例に基づき、障がい者等が安全かつ快適に利用できる施設にするよう理解と協力を求めていくことが大切です。

また、令和2年4月から実施された「富山県ゆずりあいパーキング利用証制度」への理解を求め、協力駐車区画の整備を推進していく必要があります。

道路・歩道については、視覚障がい者誘導用ブロックの設置や歩道の段差解消、車

椅子の通行に配慮した幅員を確保するなど、歩行空間のバリアフリー化に引き続き取り組む必要があります。

さらに、公園については、誰もが気軽に憩える場所としての機能のみならず、緊急時の避難場所としての機能も兼ね備えていることから、今後も引き続きバリアフリー化を進めていく必要があります。

## 施策の方向

### ①-1 ユニバーサルデザインを踏まえた公共施設等の整備促進

公共施設や公共性の高い民間施設、特に福祉施設周辺を重点に歩道の段差解消や車イスの通行に配慮した幅員、障がい者用の駐車スペースを確保するなど、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインを踏まえた公共施設の整備に引き続き積極的に推進していきます。

### ①-2 道路・歩道の整備促進

車椅子が余裕をもって通行できる歩道の幅員を確保するとともに、歩道の段差解消や視覚障がい者誘導用ブロックの設置など、歩きやすい歩行空間の確保に向けたバリアフリー化を引き続き推進します。

### ①-3 公園施設の整備

車椅子で利用できるよう出入口、園路の幅員や段差解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置など、バリアフリー化を引き続き推進します。

## ②移動・交通手段の充実【重点取組】

### 現状と課題

障がい者が社会参加と日常生活を送る上で、通院などの外出に際して、気軽に利用できる移動・交通手段の確保が必要です。

市では福祉タクシー料金や身体障がい者用自動車改造に対して助成を行っており、制度の周知を図っています。市社協では車椅子を利用している人や歩行困難な障がい者のために、「ふれあい号（車イス等移送サービス）」を運行しています。

さらに、障がい福祉サービスとしてヘルパーによる移動支援事業を行っています。

今後も障がい者に対する自立支援と社会参加を促進するため、関係機関の協力・連携のもと、障がい者の利用に配慮した交通手段の充実と支援が必要です。

**施策の方向**

**②-1 現行の施策の周知・充実【重点取組】**

身体障害者福祉タクシー料金助成事業	バス等の交通機関の利用が困難な重度の肢体不自由または視覚障がいの方に対し、タクシー料金の一部を助成します。助成額：年額4,000円
身体障害者用自動車改造費助成事業	身体障がい者が所有し運転する自動車の操作・装置等の改造費用の一部を助成します。
身体障害者自動車操作訓練費助成事業	適性検査に合格した身体障がい者が自動車運転免許の取得を容易にする訓練費用の一部を助成します。
「ふれあい号（車イス等移送サービス）」の運行事業	市社協では「ふれあい号（車イス等移送サービス）」を運行し、障がい者の通院などの外出を支援します。
市営バスの利用料金割引制度	障害者手帳をお持ちの方を対象とした、運賃・利用券の割引制度があります。
生活福祉資金の貸付	県社協では、障がい者の自動車購入費に対する貸付を無利子又は、年利1.5%で行います。（市社協窓口）

**②-2 低床バスの導入**

ノンステップバスなどの低床バスや障がい者、高齢者対応ステップを取り付けたバスの導入を推進します。

**②-3 駅舎やバス停などの機能拡充**

障がい者が公共交通機関を利用しやすくするため、交通事業者と連携しながら、駅舎やバス停などのバリアフリー化を引き続き推進します。

**②-4 移動支援事業の充実（地域生活支援事業）【重点取組】**

下肢障がい等の重度身体障がい、知的障がい、精神障がいのため一人で外出が困難な障がい者に対し、社会参加する上で必要な外出及び余暇活動など社会参加のための外出についてヘルパーが付き添い支援します。



	実績			見込	
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和5年度	令和8年度
実利用者数	19人	11人	10人	15人	17人
延べ利用時間数	709時間	743時間	543時間	750時間	850時間

## ③障がい者が暮らしやすい住まいの充実【重点取組】

## 現状と課題

障がい者が住み慣れた地域で生活を継続していくには、住宅のバリアフリー化への支援や多様な住まいの確保などへの支援が必要です。

市では、在宅の肢体不自由者や視覚障がい者などの重度身体障がい者の住宅改修に対して助成を行っています。

また、市営住宅においては、新築・改築の際に床段差解消、玄関・トイレ・通路への手すりやスロープを設置するなどバリアフリーに配慮し、障がい者が利用しやすい住まいの整備を引き続き推進していく必要があります。

一方、施設入所者で障がいの程度が軽い方については、できる限り地域生活への移行をしていただけるようグループホームの整備が必要です。

## 施策の方向

## ③-1 補助・低利融資制度の周知や利用促進

「在宅重度身体障害者住宅改善補助事業」や「生活福祉資金貸付制度」、県の「住みよい家づくり資金融資事業」等の補助・低利融資制度の周知や利用促進を図ります。

	実績			見込	
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和5年度	令和8年度
在宅重度障害者 住宅改善補助事業	2人	1人	2人	3人	5人

## ③-2 住宅改修の助言・指導の充実

住宅改修が障がい者や家族にとって効果的となるよう福祉、保健、建築等の各部門の連携に努め、助言・指導の充実を図ります。

## ③-3 障がい者の利用に配慮した施設整備

市営住宅のバリアフリー化を推進し、障がい者や高齢者の利用に配慮した施設整備に努めます。



## ③-4 地域生活のためのグループホーム（地域生活支援拠点への支援）【重点取組】

知的障がい者や精神障がい者の方が、地域で安心して自立した生活ができるよう、24時間の相談支援やショートステイによる緊急時の受け入れ体制など、地域生活を支援する拠点としての役割を持つグループホームの整備を支援します。

	実績			見込	
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和5年度	令和8年度
施設数	6か所	6か所	6か所	7か所	8か所

## (5) 防犯・防災対策の充実

### ①防犯・防災意識の普及推進

#### 現状と課題

障がい者が地域の中で安心して生活を送っていくためには、防犯・防災対策の充実を図っていく必要があります。特に近年増加している悪徳商法等の特殊詐欺や集中豪雨等の気象災害に対して防犯・防災に関する正しい知識の普及・啓発に努めていくことが大切です。

また、市では世帯員の身体状況等をまとめ、緊急時に必要な情報をまとめた「安心ポケット」の普及を図っていきます。

福祉施設については、防災訓練の実施などを通じて、日頃から防災体制の整備に努めることが大切です。

#### 施策の方向

##### ①-1 防犯・防災に関する啓発

障がい者やその家族に対して防犯に関する正しい知識を普及・啓発し、電話の通話録音装置の活用等、意識の高揚を図ります。

地域において、住民、警察及び消防による防犯・防災ネットワークの確立に努め、障がい者に対する防犯・防災に関する知識の普及とともに災害時における地域住民による障がい者への支援に関する知識の普及・啓発に努めます。

##### ①-2 防災訓練の実施

福祉施設での避難確保計画の作成及び避難訓練の支援など、日頃から防災体制の整備に努めます。

また、避難施設等において、新型コロナウイルス等の感染防止対策を行います。

### ②緊急時の情報提供、避難誘導體制の充実【重点取組】

#### 現状と課題

障がい者は災害に対して弱い立場にあることから、避難誘導などが迅速かつ適切に行われるよう総合的な防災体制づくりを推進していく必要があります。

砺波市地域防災計画に基づき、各地区の自主防災組織を拠点として障がい者に対する地域ぐるみの防災対策、体制づくりも積極的に推進していく必要があります。



**施策の方向****②-1 地域での防災体制の充実**

防災体制の充実を図っていくためには、地域における人と人とのつながりが重要であることから、市、消防団、自主防災組織等は、日頃から障がい者に対する声かけ、見守り活動や防災訓練など地域における各種活動を通して、障がい者自らが地域にとけ込んでいくことができる環境づくりに努めます。また、防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織等が避難に必要な情報の共有化を図るなど防災ネットワークを確立し、地域における防犯・防災対策を推進します。

また、福祉施設等を中心とした福祉避難所の確保を図り、障がい者等が安心して避難できる体制を整えます。

**②-2 緊急時の情報提供体制の整備（避難行動要支援者名簿の整備）**

平成25年の災害対策基本法の一部改正により、障がい者等の防災施策として要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿「避難行動要支援者名簿」の作成が義務づけられたことから、市では、名簿と地図情報をシステム化し、同意が得られた方の情報については、各地区に対し提供しています。引き続き名簿情報の更新を図るため、民生委員児童委員と連携し障がい者等の要支援者に分かりやすく説明し、名簿登載ができるよう啓発と理解を図ります。

また、自宅で急病等になった際、救急隊員等に過去の医療情報を提供するための「安心ポケット」の普及、啓発を防災訓練や市広報等により実施します。

**②-3 避難誘導體制の整備【重点取組】**

災害発生時の円滑な避難誘導のため、避難行動要支援者名簿提出の同意が得られた方に対し、行政機関と地域の福祉関係者が連携し個別支援計画を作成するため、個人情報取り扱いに配慮しながら、障がい者一人ひとりに対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援方法の整備に努めます。

# 第5章

## 計画の推進

---

### 1 総合的な取組の推進

障がい者施策は、福祉、保健、医療、教育、ボランティア、まちづくり、防災など広範囲な分野にわたることから、計画を着実に進めていくため、市の関係各課をはじめ、関係機関などを通じて、計画の進捗状況の確認及び推進方法などに対する意見を求めながら、総合的な取組に努めていきます。

### 2 地域における関係団体、民間企業等との連携

障がい者の地域移行を進めるためには、相談支援事業を中心とした福祉サービスのネットワークの構築が必要不可欠であり、砺波地域障害者自立支援協議会をはじめとする関係機関・団体との連携を図ります。

また、就労支援などを進めるためには、障がい者の特性と企業のマッチングが重要であり、関係機関・団体や民間企業と連携しながら、計画の推進を図ります。

### 3 国・県の制度との調整

計画を推進するにあたっては、今後の国・県の制度の動向などが重要となるため、制度改正などの状況を踏まえて調整し、施策を展開していきます。

### 4 計画の達成状況の点検及び評価

市の関係各課をはじめ、本計画評価委員会、砺波地域障害者自立支援協議会において、毎年点検及び評価を受けて、計画の見直しや達成状況を確認していきます。

# 附属資料



〔資料1〕 砺波市福祉計画策定委員会等開催状況

1 策定委員会

	開催日時	開催場所
第1回	令和2年 9月 9日 (水) 午後3時00分～4時45分	砺波市役所3階 小ホール
第2回	令和2年12月23日 (水) 午後2時00分～4時00分	砺波市役所3階 小ホール

2 幹事会

	開催日時	開催場所
第1回	令和2年11月16日 (火) 午後3時00分～5時00分	砺波市役所3階 小ホール

〔資料2〕 砺波市福祉計画策定の経過

年・月	策定委員会	アンケート・パブリックコメント等	地区懇談会等	策定作業(事務局)
R2 4月		・地域福祉計画アンケート回収(4月末)		・策定方針検討 ・策定計計画確認 ・委員選考
5月	・市民公募委員2名募集(市広報・市ホームページ等)	・障がい計画アンケート回収(5月末)		
6月	・策定委員の推薦依頼	・データ集計 ・データ分析		・現行計画の事業評価を基に資料作成
7月				
8月	・策定委員決定	・庁内関係課資料確認		
9月	・第1回策定委員会			・計画原稿(素案)作成
10月		・庁内関係課資料確認	・障がい者団体意見集約	
11月	・第1回幹事会			・計画原稿(素案)修正
12月	・第2回策定委員会			
R3 1月				
2月		・パブリックコメント実施(1~15)		・計画原稿最終確認 ・議会全員協議会説明
3月				・計画書製本及び配布

〔資料3〕 砺波市福祉計画策定委員等名簿

1 策定委員

役職	所 属	役職等	氏 名
委員長 (第1号委員)	学識経験者 富山福祉短期大学	教 授	宮 嶋 潔
委 員 (第2号委員)	砺波市地区自治振興会協議会	会 長	井 上 五三男
委 員 (第2号委員)	砺波市老人クラブ連合会	会 長	平 井 宗 壽
委 員 (第2号委員)	砺波市ボランティア連絡協議会	会 長	清 澤 百合子
委 員 (第2号委員)	砺波市民生委員児童委員協議会	会 長	小 森 兼 重
委 員 (第3号委員)	社会福祉法人砺波市社会福祉協議会	会 長	老 健
委 員 (第3号委員)	砺波市手をつなぐ育成会	会 長	大 屋 靖 久
委 員 (第3号委員)	社会福祉法人たびだちの会 ワークハウスとなみ野	管理者	山 本 真由美
委 員 (第3号委員)	砺波保護区保護司会	会 長	寺 井 武 彦
委 員 (第3号委員)	社会福祉法人 となみ野会 特別養護老人ホーム 砺波ふれあいの杜	施設長	浜 崎 浩 至
委 員 (第3号委員)	宗教法人善福寺 デイサービス聚楽	責任 役員	高 橋 香代子
委 員 (第4号委員)	砺波市教育委員会	委員長 職務代理者	林 克 彦
委 員 (第5号委員)	砺波医師会	会 長	藤 井 正 則
委 員 (第5号委員)	砺波市歯科医師会	会 長	田 守 徳 樹
委 員 (第6号委員)	砺波市福祉計画市民公募	委 員	今 井 智 子
委 員 (第6号委員)	砺波市福祉計画市民公募	委 員	小 野 麻 里

2 幹事会委員、事務局

No	所属・職名	氏名
1	副市長	齊藤 一夫
2	福祉市民部長	黒河 英博
3	企画調整課長	高畑 元昭
4	総務課長	坪田 俊明
5	社会福祉課長	袴谷 敏実
6	高齢介護課長・地域包括支援センター所長	島田 達男
7	健康センター所長	中田 実
8	庄川健康プラザ所長	川島 ひとみ
9	市民課長	松澤 由美子
10	生活環境課長	安地 亮
11	商工観光課長	大浦 信雄
12	土木課長	栄前田 龍平
13	都市整備課長	金森 賢一郎
14	教育総務課長	河合 実
15	こども課長	横山 昌彦
16	生涯学習・スポーツ課長	三井 康司
17	市立砺波総合病院総務課長	嶋村 明
18	社会福祉協議会総務課長・地域福祉課長	藤森 俊行
事務局	社会福祉課主幹・地域福祉係長	朝倉 由紀子
事務局	社会福祉課主幹・自立支援係長	小竹 義憲
事務局	高齢介護課主幹・介護・地域ケア係長	齊藤 由香利



## 〔資料４〕 砺波市福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、砺波市地域福祉計画、砺波市高齢者保健福祉計画及び砺波市障害者福祉計画(以下「福祉計画」という。)の策定に当たり、その過程において幅広く関係者の意見等を反映させることにより、地域の特性に応じた事業展開に資するため、砺波市福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、福祉計画の策定に関し、必要に応じ市長に提言を行うものとする。(組織)

第3条 委員会は、16名以内の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者で構成し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体の関係者
- (3) 福祉団体の関係者
- (4) 教育の関係者
- (5) 医療の関係者
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、福祉計画の策定の日までとする。

(運営)

第6条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 5 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉市民部社会福祉課及び高齢介護課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月27日から施行する。

附 則 (平成20年砺波市告示第55号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年砺波市告示第117号)

この要綱は、平成27年7月13日から施行する。

